

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成19年12月12日  
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、高橋議員、5番、中川議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町長。
- 町長（若狭町長） おはようございます。  
ただいま上程いただきました諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由のご説明を申し上げます。  
厚岸町における人権擁護委員につきましては、現在3名の方が法務大臣から委嘱されております。このうち澤田晃氏につきましては、明年3月31日をもちまして3年間の任期が終了することとなり、この委員の退任に対し、本人から辞意が示されております。このため、後任について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を新たに候補者として推薦いたしたく、同法同条の規定により議会の意見を求めるものであります。  
住所、厚岸郡厚岸町梅香町一丁目30番地、氏名、手塚祐厚。生年月日、昭和22年3月16日、性別、男、職業、僧侶であります。  
なお、参考といたしまして、新たに推薦いたします手塚氏に関しまして、経歴等を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。  
以上、簡単な説明であります。ご承認賜りたく、よろしくお願い申し上げます。
- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、原案のとおり適任と決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

●議長（南谷議員） 日程第3、議案第66号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第66号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

太田8番道路は、太田地区の北側に位置し、道道上風蓮大別線へ通じる未改良の道路であり、ほこりや泥土の飛散による隣接採草放牧地への障害や、大型化が進む農作業車両や、集乳運搬車両等の交通に支障を来しており、その解消を図るべく、防衛施設周辺民生安定施設整備事業により、太田2号道路の交差点から太田5号道路の交差点までの距離にして1,901メートルの区間を、平成19年度から年次的に整備を行うところであり、今回の工事は平成19年、20年の2カ年、国債事業として601.04メートルの道路改良と431.04メートルの舗装を行うものであります。

議案書3ページをお開き願います。

内容であります。1として工事名、太田8番道路改良舗装工事。2として工事場所は厚岸町太田8の通り。3として契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1項第3号による共同企業体1社、単体6社による指名競争入札であります。4として請負金額は、金8,820万円であります。5として請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄二丁目256番地、株式会社宮原組であります。

4ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要であります。施工延長は路盤改良工事、長さ601.04メートル、舗装工事、長さ431.04メートル。車道幅員、幅5.5メートル、路盤工として下層路盤（切込砕石40ミリメートル級）厚さ40センチメートル。凍上抑制層（山砂）厚さ40センチメートル。舗装工として、上層路盤（アスファルト安定処理）厚さ5センチメートル、基層（粗粒度アスコン）厚さ4センチメートル。表層（密粒度アスコン）厚さ3センチメートル、排水工として、U型側溝長さ828メートルでございます。

2、工期でございますが、着手、平成19年12月20日から、完成、平成20年11月20日ま

でとするものでございます。

3位置図、平面図、定規図、別紙説明資料のとおりでございますが、次のページをごらんいただきたいと思っております。

位置図であります。図面中央の円で囲った太線が整備する箇所でございますが、工事は太田5号道路交差点側からの整備となっております。

6ページをお開き願います。

上段の平面図であります。図面左側が至太田2号及び3号道路で、今回の工事は太田2号道路交差点から1,300メートルの地点が改良工事の起点とし、同じく1,470メートルの地点が舗装工事の起点としてございます。

図面右側、改良工事及び舗装工事終点は、1,901.04メートルの地点で、太田5号道路交差点までとしてございます。改良工事の施工は601.04メートル、このうち保護路肩は431.04メートルを施工するものであります。

下段の定規図でございます。車道幅員5.5メートルの2車線道路で、両側に1メートルの路肩、0.5メートルの保護路肩を設け、全幅8.5メートルとし、その両側に雨水を排水するU型側溝を設置するものであります。

舗装の構成は、表層から凍上抑制層まで図面に表示しておりますそれぞれの材料と厚さで施工するものでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

6番、佐齋議員。

●佐齋議員 これの入札業者名、入札金額、落札率をお知らせ願いたいと思っております。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

入札の業者名でございます。それから落札額をお示しします。最低入札者の方から申し上げます。

まず1番宮原組、8,820万円、2番坂野建設株式会社、8,872万5,000円、3番萩原建設工業株式会社、8,893万5,000円、4番新太平洋建設株式会社、8,925万円、5番釧石建設工業株式会社、8,935万5,000円、6番ホクホウ・道東・経常建設共同企業体、金額8,977万5,000円。7番村井建設株式会社、8,998万5,000円。それから、1番目の宮原組の落札率でございますが、予定価格が9,271万5,000円となっております。落札率は95.1%となっております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 これは工法的に一括でなければできないような工事なんですか。例えば分割

して、5,000万円以上はAの業者、あとはBの業者しかいない訳ですから。だから、これを分割して、下の業者ができるような形ということは考えていなかったんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この工事を分割することができなかつたのかというご質問でございますけれども、以前からも申しておりますとおり、工事は一本で発注するというのがまず原則でございます。どうしても工期的に間に合わないとか、そういった特別な理由がある場合には、工事を分割して発注します。通常は一本の工事として発注する。なぜかといいますと、経費的なものがございまして、一本の工事にしますと、経費等が高くなり、国費等の投入が入っております。そういったものも、税金をむだに使うといった理由から、くれぐれも一本の工事の中で事業を実施するというのが建前でございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 それはいつも、それであれば、前回の松葉町の工事、分割していますね、2本に。小学校も2つにお願いしたよね。それに白浜の心和園へ行く道路、一体どうなんですか。何十メートルかに分けてやっているんじゃないですか。そうすると高くつくんじゃないですか。都合の悪いものはそういう言い方しますけれども、私おかしいと思うんです。それであれば、きっと1本であればこのぐらいだと。それでそのぐらいになるときちんと数字を出してほしいですよ。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

以前、昨年6月議会の折に、分割した場合と分割しない場合を計算いたしまして、ご提示させていただいたと思うんですけれども、これは工事今、この今分割で積算をしますと時間がかかりますので、6月のときの提示した額、お示しした額の中でご理解いただいたというふうに私どもは考えております。

それと、松葉町通りの、若竹町通りですか。

（「松葉町通り」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 松葉町通り。3年前の工事の時で、あそこは歩道の拡幅工事として、工事的には1本で発注はしていると思います。ただ……

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前10時14分休憩

●議長（南谷議員） 再開いたします。  
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。松葉町通り、3年前に発注した工事につきましては、一本の工事で発注しているものでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。  
1番、音喜多議員。

●音喜多議員 私が調べようと思ってちょっと調べ切れなかったものですから、ちょっとお尋ねしたいと思います。

この平面図なんですけど、普通は地図とか地形を伴うものは、北を上に向けるというか、そういう書き方というふうに思っているんですけど、この平面図、工事上の平面図は逆さまでも構わないものなんですか。やるものの趣味というか、考え方でやっていくということが正当なんですか。地形を伴うものは北が上というふうな位置づけがされているかと、私はそのように教えられていたんですけど、その辺のところ施工者というのはどういう感覚でやられるんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

ご質問者言われましたように、通常できるものは北側を上にした図面の提示の仕方、配置の仕方をするわけですが、職種によっては北側にどうしても向けない部分がございますし、こうした工事、今回の工事につきましては、太田の2号道路から太田5号道路までの間の区間ということで、その中で札幌の防衛局の方とも調整した中で、打ち合わせして聞いた中では、始まりを太田2号道路を起点にしようというような方向となったものでございますから、太田2号道路を起点にしたことによりまして、今お示ししている平面図でございますが、6ページの平面図でございますが、これは太田2号道路側の方を起点としている。そうしますと、方向的には逆さまになっているものでございますが、こうしたことは打ち合わせの中でも、どちらを起点にするか、見やすい、私ども工事の施工しやすい方向の中で決めてきたものでございますので、その辺はご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 そういう話になると、文章を書くときは右から書くとか左から書くとかという話と同じように、こういう今の起点を左から書いていくということになると、その文章の書き方と同じように、事の始まりというか、そういうことがこの図面上では左か

ら来るということになるのか。それとも、地図上を先に優先して、今の場合でしたらその起点を先に持つてくるという意味合いから左から書いたから、地図が逆さまになったよという言い方なんですけれども、一般的に専門家から見ればそれはそういう形でいいであろうと思うが、私ども素人から見ると、やはりこれ、全く知らない地形ならばいいんですが、ふだんあの辺を通過して地形的に頭に入っているとすれば、北側を上とするとか、そういう感覚に常にあるもんですから、今回町方としてはこのままというか、これはいいの悪いのじゃないんですが、通常かかれるというか設計する上では、やはり地図形の伴うものについては、上が北というふうにそう思っていらっしゃるかどうかわかりませんが、それは今言われたように、結果的には今は左から起点とするからこういう書き方になったとおっしゃられますけれども、私は決して突っ張るわけじゃなくて、そこのところのやり方をちょっとお尋ねする次第であります。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 図面は左側を起点として図面は製図にかいていきます。それと、向きでございますが、何も制約がない場合、現実的に見て北側をやはり上にした形の中で図面を左からかいていきます。左側を起点とするという形で図面を表示するのが一般的でございます。

これはたまたま札幌防衛局との打ち合わせの中で、起点をどこにするかという中でちょっと条件とかあったものですから、左側を起点としたときに方位がちょっと逆に向いてしまっているという、こうした場合も往々にしてあるものでございますが、何もなければ、私ども図面をかく場合は、北側を上になるような形でもって平面図をかいて、左が起点になるといった方向でかいていくのが通常でございます。

今回の場合、そういったものがちょっとずれている部分がございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 この工事は工期が約11カ月あるんですけれども、この冬というか年度内で、工期を計算する上で、年度内工事というのはどのようなものをやる予定なんでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

年度内の工事のどんなことをやるのかということでございますが、冬に入りますと雪が降ってきて、路盤改良的なものはまずできないだろうと。資材の調達、それから準備、そういったものが主になるというふうに今考えてございます。

ただ、工事の施工については、今これから 契約いたしまして、施工契約書等をした中で、また再度検討されていくということでございますが、今私どもが考えているのは、準備工、準備する段階のものでしか進まないかなというふうには考えてござい

す。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 準備工として約4カ月、凍上が溶ける5月ぐらい末と考えて、当然5カ月以上準備工としてそれでは見るのかとなると、大変長いんじゃないかと。幾ら資材調達といっても、今のこの時期に発注するという理由というのが見当たらない。年度またぐのであれば、例えば2月とか発注でも十分、準備工的にはできるしというふうには思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

年度をまたぐような工事であれば、例えば3月近くの方の発注でもよろしいんじゃないのかということでございます。確かに、一般的なこういう年度をまたぐ工事、多くは3月時点ぐらいで発注する場合は往々にしてございます。ただ、今回この太田8番道路という工事、防衛の予算的なものが2カ年工事で予算が決まっております、それで発注しても入札の差金等が発生してくるものが想定されるものでございまして、それを見ますと今回発注して入札差金等が出ましたら、それはまた別の工事として発注していく。3月の時点で発注しますと、そういったことが間に合わなくなるということもございまして、今回発注をさせていただいたものでございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 冬期工事であれば当然加算というのが出てくると思うんですけども、準備工での加算というのはないのでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 冬期の補正ということですか。冬期の補正につきましては、今回の工事の想定につきましては補正はしてございません。冬期に係る実質的な工事はないだろうという想定の中で試算をしておりますので、補正はしてございません。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回7社の入札ですけども、これは一発落札だったのでしょうか、それについて伺いをいたします。

それと今、堀議員の方からも質問ありましたけれども、非常に長い工期ですね。約1年近くの工事なんですけれども、これ、もし夏、4月になってから発注した場合に、

何月になったら完成できる工事なんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、1回の落札かということですが、これについては1回の落札で決定してございます。それから、もし4月に発注したら何月ぐらいの工期になるのかというご質問でございますが、詳しくは積み上げてその時期から積み上げた中で工期が定められることとされるようになりますので、明確なものは試算してみなければわからないわけですが、おおむね21年1月ぐらいにはできるのではないかなというふうには考えてございます。21年1月ぐらいには工事が進めるのではないかなというふうには考えられるものでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、厚岸のこういう公共事業には着手金といいますか前納金、こういうものはどうなっているのか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

前払い金のことかと思えますけれども、前払い金を支払うような契約をしてございません。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、先ほどからの議論でいきますと、いろいろな準備、調達、そういうものに要する期間が4カ月近くということですよ。この前払い金なんですけれども、これはいつの段階で納めるんですか。業者の方に渡っていくことになるんですか。ほとんど仕事をしないのに、その前払い金というのは、どの段階で業者の方に渡っているのか。

普通であれば、一定の仕事をする、その時期になったらもう行かなければならないという、ルールみたいのを示されなければならないと思うんですが、その辺ではどうなんですか。そんな長い期間、何もやらないのに前払い金だけもらえることができるということになったのではちょっと困るのではないかなというふうに、私は思うんですけれども。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

前払い金のことですが、前払金は業者から請求があって、それから14日以

内に支払う形となります。請求行為がなければ町としては支払わない。ただ、契約をする前の条件としては前払い金を支給いたしますよという条件を付して契約、入札の条件に付していますので。

(「契約を終わったらということね」の声あり)

- 建設課長（佐藤課長） 契約を終わって、工事が着手されまして、そして業者が。

(「着手されましてって言うけれども、着手しなかったらどうなるの」  
の声あり)

- 建設課長（佐藤課長） それは契約上で契約の工期を定めておりますので、着手されなければ着手するよう、町の方から着手するよう指導をするものでございます。

- 議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時42分再開

- 議長（南谷議員） 再開いたします。  
建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

前払い金の支出でございますけれども、準備工、それは資材調達等もございます。今回の工事では排水工自体も800メートルほどの排水工自体の製品等もございます。こうした資材調達等にも支出されるために前払い金、こういったものを支出するものでございます。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。  
9番、菊池議員。

- 菊池議員 工事概要説明でお伺いいたします。

太田8番道路改良舗装工事实施計画ではL750メートル、今回L431.04メートル、Wが7.5メートル、今回Wが5.5メートルとなっています。このLとWの変更の違いを説明してください。

- 議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

- 議長（南谷議員） 再開いたします。

建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

3カ年の実施計画に表示してあるのは、7.5メートルというふうに表示をしてあった……

（「750メートル」の声あり）

- 建設課長（佐藤課長） 幅は7.5メートルということで表示をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、車道幅員が5.5メートル、それに路肩1メートルを両側につけて7.5メートルという表示をさせていただいたものでございます。

今回この工事の定規図の方でお示しさせていただいておりますのは、路肩含めまして7.5メートルでございます。その辺は全く変更はないわけでございます。ただ、両側に50センチずつの保護路肩をつけております。そうしたことの明示の仕方の違いによりまして幅の違いが出てきていると。基本的には、もともと道路の形は変わってはいないというものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

（「長さは」の声あり）

- 建設課長（佐藤課長） 長さにつきましては、実施設計当時、計画当時でございますので、概算の中で工事を積算した中でどれだけ延長ができるかということで明示をさせていただいたものでございます。今回につきましては、正規に実施設計を行い、積算をして工事延長が出されております。そうした中での差が出てきているというものでございます。

- 議長（南谷議員） よろしいですか。

14番、竹田議員。

- 竹田議員 今、言ったのの前払い金の説明の中で、もうちょっと詳しく聞きたいということで、金額の総体工事費が幾ら以上の場合、前払い金が認められていて、前払い金が認められない工事費の総体額がありますよね。その辺を具体的に説明してもらえなと思うんです。

それと、町民側の方から舗装の部分の、舗装をするときに例えば100メートル、200メートル、300メートルというふうになったときに、ずっと一遍にできないですね。1日の工事でどうしてもできない部分がある。1日の工事量というのはある程度決まっている部分で、当然継ぎ目が出てくる。下工事の場合はいいんですけれども、上工事の場合

にどうしてもその舗装の切れ目と切れ目がうまく接着していない。そこから亀裂が入ってきて、車が走っているときに段差がつくといったような、改メートル工事の中でそういうものを解消していくために、どんな施工方法を、段差がつかないような方法を今とられているのか。

例えば1層目、2層目をランダムにしていくとか、それから継ぎ目の解消部分についてはどのような施工方法にしているとか、そういった内容を聞きたいんですけども。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 前払い金制度の方からお答えいたします。

前払い金の制度につきましては、500万円以上の工事で工期が60日以上のものでさせていただきます。

それから、舗装の継ぎ目の解消の問題でございますけれども、どういった方法がとられているのかということでございますが、これは施工するときに継ぎ目はずらしております。縦断的に見ますと、道路の真ん中と真ん中、両側に分かれて片側ずつやってきた場合には、真ん中のセンターは継ぎ目はずらすようにしています。

それと、縦方向の継ぎ目がございます。途中でどうしてもとめてしまわなければならないということがございます。そうした場合には、そこには乳剤というような接着剤等を接着しまして、それをつけて接着して、次の設置面から工事をしていくという、そういった方法等をとっているものでございます。

大体こういった継ぎ手の場合には、必ず継ぎ手の部分には乳剤を添付して、そして次から施工していく、そういうものが仕様の基本となっているものでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第67号 政治倫理の確立のための厚岸町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第67号 政治倫理の確立のための厚岸町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと存じます。

この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、町長の資産等の公開に関して定メートル条例を改正するものでありますが、さきに郵政民営化の施行に伴う郵便貯金法の廃止及び証券取引法が改正されたことから、これら法律に基づく字句の整理をするものでございます。

改正内容の説明をいたしますが、説明に当たりましては、別に配付しております新旧対照表、これによりご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、第2条第1項第4号は、郵便貯金法の廃止によりまして、資産等の区分から郵便貯金の字句を削る内容のものでございます。

同じく第5号は、証券取引法の改正によりまして、金銭信託が有価証券の定義に含まれたことから、この金銭信託に係る用語をこの条例の規定に表記する必要がなくなったため、これを削るものでございます。

同じく第6号は、法律の題名が証券取引法から金融商品取引法に改められたことに伴いまして、引用している法律の題名を改めるとともに、第5号へと号番号を繰り上げるものでございます。

さらに、第7号から第10号までの号番号、それぞれ繰り上げるものでございます。

以上が改正内容であります。附則におきまして、この改正条例につきましては公布の日から施行すると規定するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に有していた郵便貯金は預金とみなすと規定するものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

町長及び副町長の給与は、特別職の職員の給与に関する条例により、また教育長の給与は教育長の給与及び勤務時間等に関する条例により、それぞれ規定されてございます。ご承知のとおり町財政が大変厳しい中にありまして、平成17年度から町長、副町長及び教育長において給料及び期末手当の15%を減額してきておりますが、平成20年度以降における町の財政状況の推計が依然として大変厳しい状況にあるため、平成20年度においても町長、副町長及び教育長の給料及び期末手当について、15%の減額措置を継続して行おうとするものでございます。

なお、この提案につきましては、去る11月30日に開会されました特別職報酬等審議会にお諮りをしたところ、これまでと同様に15%の減額措置を継続することが適当であるとの答申を受けたところでございます。

議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

改正条文の説明をいたしますが、今回の改正は特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の、この2つの条例の改正をしようとするものですが、改正される内容が同じであることから、別々に上程するのではなく、1本の改正条例として上程させていただいていることを、まずもってご了解願いたいと存じます。

なお、説明に当たりましては、別に配付しております新旧対照表に沿ってご説明させていただきますと存じます。

まず、改正条例第1条の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。内容は附則の改正であります。さきにご提案の趣旨についてご説明をさせていただきましたが、平成20年度における給料月額15%カットを継続して行うに当たって、規定条文を改めるものであり、これに伴い自動的に期末手当にもこのカットが反映されることとなります。

内容は、附則第6項中、「平成19年度」を「平成20年度」に改めるものでございます。

続きまして、改正条例の第2条、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。さきにご説明いたしました特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と項番号が異なるほかは、同様の改正でございます。省略させていただきますと存じます。

この改正条例の附則であります。この条例の施行日を平成20年4月1日からとするものでございます。

なお、これらの改正に伴います減額の影響額でございますが、合計で572万5,000円となります。

以上、大変簡単な説明であります。ご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第6、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第70号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

人事院は、去る8月8日に衆参両議院議長及び内閣総理大臣に対し、国の一般職職員の給与等について報告し、給与の改正について勧告をいたしました。本年の勧告は、公務員と民間の給与比較において、公務員の月例給、期末勤勉手当、そのいずれも民間を下回っていることが明らかになり、そのため国家公務員の月例給を本年4月から初任給を中心に若年層に限定した給料表の引き上げ改定を行うこととしております。

また、勤勉手当については、年間で0.05月分引き上げること。さらには扶養手当についても少子化対策を考慮し、子供などについて月額500円の引き上げとなっております。

国においては、この人事院勧告を受け、11月2日に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が国会に提出され、既に成立し、11月30日に公布されたところでありますが、本町におきましても、国家公務員との均衡を考慮して、おおむね国に準じた内容により職員給与の改定を行う条例改正の提案を行うものでございます。

また、一方、職員の、厳しい財政事情のもとで平成17年度から継続してきている職員給与の独自削減策を、平成20年度も引き続き行うことの提案をあわせてするものでございます。

なお、この提案につきましては、職員組合との協議において、去る11月30日に合意がなされており、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

改正条文の説明をいたします。議案書10ページでございます。

議案第69号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、別に配付しております新旧対照表に沿って説明させていただきます。

第4条第5項の規定でございます。一定年齢に達した職員の標準昇給幅を2号俸に制限するものでありますが、55歳を超えると規定していたものを、55歳に達した翌年度からと改めるもので、これにより当該年度に年齢に達した職員を同一条件にするという内容のものでございます。

次に、第4条の2でございます。50歳以上で勤続年数20年以上の職員が早期退職する場合において、退職時の給料の1号俸の特別昇給を行って行っておりましたが、国においては既に勧奨退職者の特別昇給についても全廃しており、これに倣い、この制度を廃止する関係条文を削るものでございます。

第7条第3項の改正でございます。扶養親族たる子や父母等に支給している扶養手当のうち、支給額6,000円であったものを500円引き上げ、6,500円とするものであります。

なお、括弧書き部分のうち、職員に扶養親族でない配偶者があつては、その1人については6,500円と規定していた部分につきましては、500円の引き上げで同額となり、この部分必要となくなりますので、この字句を削る整理を行うものでございます。

また、8条第3項の改正についてでございますが、第7条第3項における扶養手当の改正に伴い、必要となる字句の整理を行うものでございます。

第16条の6第2項の改正は、人事院勧告に準じて、勤勉手当の上限額を年間0.05月分引き上げるため、6月及び12月の勤勉手当の支給割合、現行100分の72.5、これをそれぞれ100分の2.5引き上げて、100分の75にするものでございます。

次に、附則の改正です。本条本則の規定の特例といたしまして、職員給与の独自削減について規定している附則第8項の規定について、平成19年度を平成20年度に改めることにより、来年度も削減策を実施するものですが、その削減率を本年度の8%から0.5ポイント低減いたしまして、7.5%の削減とするもので、規定の字句においては給料月額100分の92.5を支給すると改める内容のものでございます。

次に、別表の改正でございます。配付新旧対照表の議案70号説明資料の後のつづりになりますが、議案第69、70号説明資料として添付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

第1表は一般職給料表の改正であります。さきに申し上げたとおり、このたびの改正は若年層を対象として改めており、1級は1号から68号俸、2級は1号俸から36号俸、3級は1号俸から16号俸までをそれぞれの記載の金額に改正するものでありますが、その引き上げ額は最高2,000円から最低200円までの幅での改正となっております。

別表2につきましては、病院などに勤務する看護師、准看護師や医療技術員及び保健師を対象とした給料表でございますが、1級は1号俸から68号俸、2級は1号俸から52号俸、3級は1号俸から24号俸、4級は1号俸から9号俸、これまでをそれぞれの記載の金額に改正するものでありますが、その引き上げ額、最高で2,200円、最低200円まで

の幅でございます。

次に、議案第70号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。ただいまご説明いたしました職員の給与に関する条例の一部改正と、条あるいは項の番号が異なるものの、その内容は同様の改正でございますので、説明を省略させていただきます。

この条例の施行期日であります。改正条例の附則におきまして、給料の改定、それから扶養手当の改正につきましては、国家公務員と同様に本年4月1日から適用するものとしたしますが、勤勉手当の引き上げにつきましては、国家公務員の本年度施行とは異なり、平成20年4月1日からの施行とするものでございます。

これは、給与の独自削減を実施している町財政の状況下において、実施時期を見送らざるを得ず、職員組合との協議により同意を得ての取り扱いでございます。

また、このほか改正規定につきましては、その施行日を平成20年4月1日と定めるほか、改正による取り扱いに必要な附則規定を設けるものでございます。

なお、これら改定に伴う影響額であります。給料表の改正に伴い、対象となる職員は嘱託を含め全体で60名でございます。その所要額約170万円、また扶養手当の500円引き上げに伴う所要額は約120万円となります。

勤勉手当の改正でございますが、来年度からの施行であります。その所要額は約680万円の見込みとなっております。

また、来年度における7.5%の職員給与削減に伴います影響額、一般会計ベースで約1億3,700万円ありますが、これに特別会計と企業会計を加えた全会計ベースでは1億8,000万円ほどの削減となる見通しでございます。

以上、大変雑駁な説明であります。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを質疑いたします。

7番、安達議員。

●安達議員 今のご説明いただきますと、職員組合と話し合いがついたということでございますけれども、今の財政状況を見ますと、職員の方々もこれは受けざるを得ないというのが現状だと思うんですね。今のお話を聞くと、全部合わせると約1億8,000万円ほどの支出が抑えられるというようなお話でございます。

ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、やはり職員の中でも、40歳前後、特に高校生、大学生、こういう教育費に出費の多い年代が大体40歳前後かなと思うんですけれども、それはこの給料表でいくとどの辺に当たるのかちょっと教えていただきたい。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） すみません、給料表の中の位置づけについてはちょっと時間をいただきたいと思うんですが、支給額で申し上げさせていただきたいと思いますが、40

歳の職員の場合の例でございますけれども、配偶者1人、子供2人という世帯構成の中で、7.5%の削減がないとして、給料の総支給額でございますけれども、437万8,000円になります。これは年間の給料です。これに手当、共済費等々を含めると、総支給額、総人件費でございますけれども、884万7,000円ほどになります。

これが7.5%の影響額という形になりますと、61万円ほどの影響が出てくる。そういう状況に相なります。

40歳の1つの係長のクラスの例で申しますと、4級の42号俸、これ前後ですね。4級の42号俸前後という位置づけに相なります。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●安達議員 先ほど言ったように、この厳しい財政の中で7.5%引き下げるということでございます。本当に気持ちはわかります、わかるわけでございます。しかしながら、やはり職員の高学年の教育を受けている親あたり、40歳前後の職員の話を見ると、やはり大変だと、本当に厳しいんだと、生活がですね。そういうお話に、ほとんどがそういうお話になるわけなんですけれども、今この場であと何年ぐらいこうやって我慢すればいいのかと聞いても、今の財政の中ではちょっと酷な質問になると思うんですけれども、できるだけ早く、あるいはもう少し上げていただくようなお考えがないのか。

共稼ぎできるご夫婦であればいいんですけれども、やはり奥さんが体が弱いとか、いろいろな事情で共稼ぎができないような方もやっぱり中にいるわけございまして、そういうことを考えますと、やはりできればこの一番お金のかかる年代に対して、何かやっぱりそういう考慮をすべきじゃないのかなと、そう思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） このたび提案をいたしております給与のカットにつきましては、本当に私ども町長として、職員の皆さん方が日夜公僕として町民の発展、そしてまた町民の福祉向上のために一生懸命働いております。さらにまたそういう中で、給与というのは生活にかかわる問題であります。そういう中でやむにやまれず給与をカットしなければならない。

一方、昨日から議論されておりますとおり、町財政大変厳しい、そういう事態を迎えてやむにやまれず職員の理解をいただいて、こういう措置をとっておるわけでございます。

過去におきましても、平成17年度は10%、19年は8%、18年度は9.7%、20年は7.5%という提案をさせていただいておるわけでありまして。

私自体は町長として職員の給与についてはカットすべきことではないと、そのように考えているんです。しかし、申し上げましたとおり、今日の財政状況を踏まえると、やむにやまれず、町民の福祉、町の発展のために尽くす、財政を何とかしなければならぬ。そのためには職員の協力をいただきたい。そういう意味で提案せざるを得ない状況

にあるわけでありませう。

しかし、私としては、これ以上のカットについては極力財政健全化に努力をしながら、むだな点を省きながら、職員に影響のないような財政運営をこれからさせていただきたい、これからもさせていただきたい。そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回国の方は人事院勧告によって、今説明されたように若年層に対する対応をしようということで、それに準じた形で厚岸町も進めていくということでありませうけれども、結果的に今、日本は分極化されていますよね。もう民間ですごい調子のいいところは物すごいもうけをしているし、その一方で地方は、あるいは中小零細企業が大変な状況に追い込まれている。当然、その中で働いている人たちもその影響をまろにかぶっているということで、二、三日前にもワーキング・プアの問題がテレビで特集として組まれておりましたけれども、非常に働く者にとっては大変厳しい、そういう状況になってきているということだと思ひます。

そういう中で、厚岸町の給与が今回このように改正されると。毎年行われてきて、今年度はこういう対応をされたわけでありませうけれども、例えば社協だとか、あるいは商工会だとか、漁組、それから農協、こういうところは、ある程度はこういうものに影響を受けるのが当然ではないのかな、国のお金あるいは町の補助金等も使われている中で進められて来ている機関でありませうね。そういうところに対する影響というのは、今までどうだとか、今回これをやることによってどうなっていくのか、その辺では押さえているかどうか、お伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思ひます。

おっしゃるように、町職員の給与というのがいわゆる産業団体であるとか、民間の団体の中で、それをベースとしながらも決められているというようなことは、私どもも認識してございます。ただ、イコールかといいますと、それぞれの団体のそういうお家の事情等がございませうので、必ずしもイコールではないわけがございませうけれども、そういった中で当然町職員の給与関係、これどうなったかというような問い合わせは、私ども、そういった団体の事務担当の方からいただいておりますので、少なからずもそういった中でみずからも給与計算の中においては、町の職員の給与も参考にはされている、このような状況ではとらえておりますけれども、その結果どうなったかという部分については、残念ながら押さえてございませう。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 その影響というのはやっぱりあると思ひますよね。ところが、結果的に今

大変厳しい状況であるという状況の中で、厚岸町がいつまでもこういう状況が続けていくことによって、それによって地域のさまざまな団体等に悪影響を及ぼすというか、そういうことになってはならないし、まして厚岸町の産業全体というか、商工業に対する影響もやっぱりあると思うんですね。昨日あたりの石油の問題もありますしね。

そうすると、非常に物価が上がっていく中でどう生活を守っていくのかということになると、非常に厳しい状況が続いてしまうということになると思うんですね。そういうことも踏まえた上で、やはりきちんと町としては対応していただかなければ困るのではないのかなというふうに考えていますけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

町職員の給与、こういった体系がいわゆる民間の給与であるとか、あるいは町内の経済、こういったものに波及していくのではないかというご質問かと思っておりますけれども、当然そういった部分では我々も何かしらの影響はあるというふうには押さえてございます。

しかしながら、やはり町長が先ほど答弁申し上げましたように、厚岸町の財政事情、こういった部分を考えますときに、だからといって財源対応の中でどうしても職員の給与に手をかけざるを得ない、こういった措置をとらざるを得ない、こういうような思いの中、職員についても全体がそういうような認識の中で組合合意もいただいているところでございまして、その辺の部分については十分認識しながらも、やはり町財政の運営という部分を考えますときには、こういった措置をとらざるを得ないということで進めてきておりますので、その点ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

6番、佐齋議員。

●佐齋議員 ここで勤勉手当について聞きたいんですけれども、もしまずいというのであれば、予算委員の補正の給与費の方で聞きたいと思いますが、いいですか、今。

（「いいですよ」の声あり）

●佐齋議員 それでは、前にもたしか何回か議会で議論されたと思うんですけれども、この勤勉手当の定義と、それとこれはあれですか、勤勉手当は正職だけでもって、嘱託、臨時職員には該当していないんですか。その辺ちょっと教えてください。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

手当には期末手当、勤勉手当の2つ、いわゆるボーナスと言われる部分にはこの2つの種類がございます。それから勤勉手当、正職員、それから嘱託職員にもこの勤勉手当の制度がございます。期末手当につきましては、一定の期間、6カ月間の部分が要るといふことで、基準日があるわけがございます。例えば12月の場合ですと、12月1日に在職しているかどうか。そういうような部分で、いつから職員になっているかという部分もありますけれども、そういった期間、在職期間によって一定の率が、同様の形で率が支給されているというのが期末手当の性格でございます。

一方、勤勉手当につきましては、字句にありますように、勤務の状況、これが手当に反映してまいります。一つの例で申しますと、病欠であるとか何かでこの期間を休んだという場合については、その部分がカットされてくるといふ性格になってきてございます。

ですから、一定の例えば6カ月の期間ですと、そこに勤務している状況がどうだったのかという部分が見られますし、それから懲戒等、いわゆる法令違反等があった場合の対応、こういった部分にもその勤勉手当にペナルティーがかかってくると、こういう性格の内容でございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 そうしますと、ボーナス、夏と冬ありますよね。期末というのはボーナス。それからこれ、勤勉としたら夏の手当が勤勉になるわけですか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 今細かい率はちょっと別にして、夏も冬、今手当の支給月というのは6月と12月でございますけれども、その6月、12月に支給される総額の中に、期末手当の分と勤勉手当の分があるということです。年間で4.45ですね、今度は改定で4.45月になるわけでございますけれども、その4.45月の中に期末手当の占める率の部分と、勤勉手当の占める率の部分があって、それが6月、12月に同じように分けられるという形の中で支給がされてきているという内容のものでございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 わかります。言っていることはわかります。ただ、民間であれば、営業マンであれば営業成績によってボーナスが上がったり、手当がつきますね、民間であればね。役場の場合は何を基準として、あなたには勤勉手当これになりますよというようなことがされるのか。それから、ちょっと調べてみたら、勤勉、仕事や勉強に一心に励むことと書いてある、辞典には。一心に励むこと。辞典調べますと、勤勉手当は何ですかといったら、仕事や勉強に一心に励むことを勤勉手当というんです。だから、その評価をだれがして、民間であればさっき言ったように売り上げが上がればそれだけ厚くなるし、役場の職員あたりの場合はその評価がどういう評価をして、休みなんかは別ですよ。そ

の評価をだれがして、どのような形でもって、普通朝出て来て仕事して帰るだけですから、その辺の評価の仕方が、どういうふうなことでこういうふうになるのかなという、それがちょっと民間とかけ離れているんじゃないかと思うんですけれども。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

勤勉手当の現在の規定上の性格に従ってご説明申し上げますけれども、基本的には給料月額というのが基礎になります。この給料月額が幾らの位置にいるのかという部分ですね。それに基礎になりまして、それぞれ率が掛けられ、計算されるというのが勤勉手当、期末手当もそうでございますけれども、そういった位置づけになっているということでございます。

それで、勤勉手当のいわゆる評価の部分でございますけれども、この勤勉手当の現在の制度の評価というのは、一定の計算される期間にどういった勤務実態があったのかわかったのかという部分、休んだのか休んでいないのかという部分ですけれども、そういったものが評価として出てきます。

それと、もう一つは、先ほど申しましたけれども、いわゆる懲戒処分であるとか、こういったような違法行為がされた場合については、そういったものでカットがされてくる。こういうような形の中で勤勉手当の率が決定され、支給されているという現行の制度になってございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 民間の格差があって今回のこの措置をしたという答弁でしたけれども、民間レベルとの格差の部分について、どこの部分と比べたのか。それは地域なのか全国なのか、厚岸町なのか北海道なのか、それが明確でない部分なんですけれども、その辺はどの民間との差をケースとして考えて今回の措置に至ったのか。

それから、お家の理由でそれぞれあるというふうに答弁されていますけれども、お家の理由というふうになれば、厚岸町は厚岸町、隣町の標茶は標茶、浜中は浜中というふうになるかというふうに思います。

この1番目に質問した部分とつながりますけれども、この民間レベルといった形は、例えば厚岸町の民間レベルと比べた場合に、それは実態として調査して比んでいるのかいないのか。いるのであれば、どのような調査をして比んでいるのか。前にも私は質問したことがあると思うんですけれども、厚岸町の民間レベルとしての格差というのはいかのようになっているのか、その辺を聞かせてください。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

今回の給与改定につきましては、国家公務員の、冒頭で説明申し上げましたとおり、国家公務員の給与改定、これをベースといたしまして、厚岸町の給与改定も行うということでございます。この国、いわゆる人事院でございますけれども、これは民間給与の比較ということで、本年の4月1日現在という一つの基準でございますけれども、それをベースに、いわゆる企業の従業員規模50人以上、以前は100人と言っていましたけれども、最近50人以上ということで改まってきておりますけれども、50人以上の企業規模を対象に、1万事業所以上、1万数百の事業所を対象として、人数にいたしますと43万人ほどになりますけれども、そういった方々の個人別給与を実地調査した結果に基づいて給与改定がされてございます。

それで、この人事院の給与、国家公務員の給与でございますけれども、2年ほど前から地域給の導入、つまりは全国一律で考えていたものを、それぞれの地区、例えば北海道の給与体系はどうか、東京の給与体系はどうかというような、それぞれの地区ごとに出しまして、その地区ごとの給与、民間での最低の部分、これを給料表の中に取り入れ、逆に高い賃金といたしまししょうか、民間給与が高い部分には調整手当というような形の中で給料の地域格差を埋めるという制度に改まってきております。

そういった中で、出されましたこの給料表というのは、北海道全体の実態、こういったものを考慮した中で定められたというふうに私ども理解しておりますし、そういうような説明を受けてございます。

それで、もう一つは身近な比較といたしまししょうか、例えば厚岸なら厚岸地区、こういった部分での官民の格差調査をしているのかということでございますけれども、これにつきましては、やってございません。

以前にもお答えしたかと思えますけれども、こういった官民格差の調査をするという形になりますと、非常に膨大な事務量、経費、こういったものを要するということでございまして、例えば政令都市であるとか大きな都市、こういったところに人事委員会、こういったものを設けるところ、大きな規模のところでは独自調査だとかということも可能でございますけれども、市町村のレベルの形ですと、こういったラスパイレスを用いた官民格差の正確な調査というものに、膨大なエネルギーを要するということで、困難だということございまして、従来人事院の官民格差、こういったものが、人事院勧告、こういったものがそういう全国レベルでの調査がされた中で出されているものでございますので、そういったものを基礎に、私どもの町村の職員の給与も準じて改定をしているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 最初の質問のことについてはわかりました。厚岸町が調べているのではなくて、平均が伝えられて、それに準じて給料を決めていくというふうに理解していいのかなと思いました。

厚岸町の場合を調べるとなると、膨大な経費がかかるということも、ある程度わかるような気がします。

ただ、課長がおっしゃいました、お家はお家の理由があるという言葉の中には、厚岸

町としての民間の給料ベースというのは、ある程度厚岸町の職員として、どの年代でどのぐらいの給料をもらっているのかということの部分だけでも押さえておく必要が職員としてあるのではないか。それを知らずして、厚岸町のお家の理由というのは、民間の理由じゃなくて、自分たちの理由にしかならないように聞こえてくるんです。

そういうことがずっと議会の中でも議論されていますけれども、厚岸町の町民が医療の問題や国保の問題や、いろいろな問題で苦勞している、灯油の問題も昨日論議されました。そういった中で、どういったベースで生活をしているのかということは、町民の部分で給料がわからなければ、理事者側としては失格になってくる。そういう意味で、私は厚岸町のお家の理由があるとすれば、厚岸町の町民がどのような生活ベースを送っているのかということ参考までも調べるべきではないのかなというふうに思うんです。全く調べていないと、金がかかるからやらないという、そういう答弁では、これは町民が聞いたら怒りますよ。町民の声を聞く、そして我々は伝える、そして理事者側としても町民の痛みを感じる、どうしてやっていったらいいのかなということの、本来の生活ベースを知らなければ、これは町民のためにサービス事業というのは行えないというふうになるんじゃないでしょうか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

以前には、私比較の意味で調べたこともございます。やはり民間の企業、いわゆる賃金体系というのは、それぞれの営業、経営状況、こういったようなものでも大きく変わってきてございます。そういった中で、全体が高いか安いという論議になりますと、非常にこれは難しいのかなというふうに押さえてございます。

ただ、先ほども言いましたように、町の職員の給与というものが一つのベースになりまして、それぞれの民間のいわゆる産業団体等の職員の給与、これを検討する上でのベースといたしまししょうか、参考にされているというような実態もございます。そういった中でどこをベースに、では職員の給与を適当というふうに判断するのかということになるわけでございますけれども、そういった町内の事情を理解しつつも、やはり一定の適正なといたしまししょうか、一定の給与水準、こういったものが何が適当なのかというふうに考えるときには、やはり先ほど申しましたように、国において、国の機関において、一つのルールに基づいた調査、これがされて出されているもの、これをやはり基本として考えていくのが適当であろうというような判断の中に、これまで職員の給与という部分について検討して、提案させてきていただいているということでございますので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 3回目ですね。

1つのルールに基づいて、規定がなければ決定事項というのはなかなかされないのは、それは重々知っているんですよ。ただ、課長は、厚岸町の状態はどうなんですかという

ことを質問したときに、膨大な経費がかかるんだよ、やっていないというふうに言ったから、僕が聞いただけなんです。

だから、前にも調べたことがあるんだという2回目の今答弁されましたけれども、であれば、大体のことは知っているからこのぐらいであるだろうとかいう気持ちは、一応押さえていますと。だけれども、厚岸町の企業体の格差が余りにも大き過ぎるのでどこに合わせたらいいいのかというふうになると、これは難しいと。だから、先ほど説明した50人以上の企業規模で、1万会社以上の43万人を対象にした企業、そして全国レベルでなくて地方も調べるようになったんだと、だからそこに合わせているんだというふうにお答えいただければ、私もそうなのかなというふうに思ったんです。その部分なんです。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） そもそも職員の給与等については、地方公務員法という法律がありまして、均衡の原則というものを保たなければならないということがありまして、地方公務員については、労働三権と言われているものの団結権しか認められていなくて、争議権、あるいは団体交渉権というものは公務員には認められておりません。その代償措置として、人事委員会が中に入って給与の勧告を行うという形式を昭和35年からずっと通ってきているということでありまして。

その人事委員会は何をするかと言いますと、先ほど言いましたように民間の給与と公務員給与の格差を調べて、それでもってこういう給与体系が妥当であろうということをお勧めするわけです。それを参考にして、厚岸町職員、あるいはほかの自治体の職員の給与ベースというものが決められているということでありまして。

それをベースにしながらも、厚岸町の財政状況を勘案したときに、そのままの給料をお支払いすることであれば、違うところにも波及していかざるを得ない。例えば住民の皆さんからいただく負担をもっともっとたくさんいただくであるとか、事務事業を取りやめてしまうであるとか、サービスをカットするというようなことに行かざるを得ない状況になってしまいますので、何度も申し上げますが、大変申しわけないけれども、職員の皆さんに財政状況の見通しがつくまで一定の我慢をしていただきたいということで、附則でもって、本則ではなくて、附則でその独自削減をさせていただきたいというのが今回の提案でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●竹田議員 議長、僕、3回目の質問したのは、町民がどのぐらいのレベルの給料をもらっているのかということをお聞きして、理事者として調べてほしいということをお願いを質問したわけで、今の副町長の答弁は、僕が最後に質問したのと全くかけ離れています。1回目の答弁の決めた部分の民間レベルと、どこのベースにどういうふうに合わせているんだという部分については、理解していますと僕は言っているんで、厚岸町の部分についてということをお願いしたんです。

●議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狭町長）　ちょっと意見の違いがあつて。私が答弁させていただきます。

竹田議員からは、今回提案いたしております職員給与についての、どういうやり方で提案しているかということについては理解をいただいたものと私は思います。しかしながら、それはそれとして、厚岸の生活状況、最も基本となる各職員、厚岸で働いている方々の給与状況はどうなっているんだと、そこを知っておくことが必要じゃないかということじゃなかろうかと、私はそんなふうに理解をいたしております。

私もそのように思いますので、この人事院勧告と全く関係ない中での厚岸町の状況、これは当然必要かと思っておりますので、そのように考えております。

- 議長（南谷議員）　他にございませんか。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員）　次に、議案第70号　厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを質疑いたします。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員）　日程第7、議案第71号　厚岸町水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） ただいま上程いただきました議案第71号 厚岸町水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

今回の一部改正は、現在上水道から分水を受けております簡易水道区域であります尾幌地区と小島地区について、水道法の規定により、上水道事業の区域として取り込む必要があるため、水道事業の区域を変更する等、変更認可を取得することに伴いまして、関連する3つの条例の一部を改正するものであります。

議案書の28ページをお開き願います。

議案第71号 厚岸町水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。各条例の改正内容につきましては、別に配付してございます新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条は厚岸町水道事業の設置に関する条例の一部改正でございます。この条例の第2条第3項給水人口につきまして、1万5,000人を1万380人に、第4項の1日最大給水量について、6,000立方を5,210立方メートルに改めるものでございます。これは、変更認可を申請するに当たって、給水人口及び給水量を算定し直す必要がございます。その数値にそれぞれ変更するものでございます。

次に、第2条は厚岸町水道事業給水条例の一部改正でございます。この条例の第2条中の改正は、簡易水道事業の給水区域でございます尾幌と小島を水道事業区域に改めるものでございます。

次に、第3条厚岸町簡易水道設置条例の一部改正でございます。この条例の第2条中の改正は、尾幌簡易水道及び小島飲料水供給施設を削るものでございます。

資料といたしまして、給水区域図をお手元に配付してございますので、ご参照願いたいと思います。左側が旧事業区域でございます。右側が新たな事業区域になるものでございます。左側にあります尾幌と小島を取り込む形で、右側では赤線で新たな水道事業区域を表示してございます。

議案書29ページにお戻り願います。附則でございます。この条例は公布の日から四月を超えない範囲で規則で定める日から施行するものでございます。事業会計上、新年度から施行するために範囲を四月と設定しておるものでございます。

以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっとお尋ねしますが、簡易水道事業区域であった尾幌と小島を今度は上水道事業区域にするということなのですが、簡易水道と水道事業の料金といたしますか、これは同じですか、それぞれ違いありますか。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 同じでございます。

●谷口議員 全く同じですか。

●水道課長（常谷課長） はい。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今資料に基づいた説明があったんですが、第2条が給水人口1万5,000人から1万380人になると。最大給水量が6,000立方メートル、5,210立方メートルにするというふうになっていますね。給水人口というのは、この現行の計算をした時代の厚岸町と今日の厚岸町の人口減によるものというふうに単純に考えてよろしいのでしょうか。

それから、最大給水量というのは、いわば現実に給水しているんじゃないくて、その一番の上限を言うというふうに思うんですが、それは簡水をも含めてということになるとすれば、2条での給水区域の変更ということは、最大給水量に影響はないということになるのかどうか。それから、この数字の変わっている要因ですね。それについてはどうということなのかご説明をいただきたい。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 給水人口、それから1日最大給水量についてお答えいたします。

これは、水道事業の区域の変更ということで、変更の認可申請を行うということで、この際新たに過去10年間の人口で言えば、過去10年間の動向をもとに、今後10年どのようになるのかということ、そういう人口を、新たに算定し直すことが求められまして、その結果、小島地区を含メートル上水道地区、1万31人、そして尾幌353で合計1万384になるんですが、端数を整理して、1万380人としたものでございます。

それから、事前にこの推計に当たりましては、申請をいたします北海道と協議しながら算出をしております。それから、1日の最大給水量についても同様に小島と尾幌を取り込んで新たに算定をしまして、5,208と。これはマックス、最大値を求めませんと最大の需要でこれだけ給水できるという数字で求めてございます。ですから、区域は拡大していますけれども、ご存じのとおり人口の減少が伴ってございますので、そういった動向でこの数値を算出したものでございます。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後12時00分休憩

午後12時01分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

13番、室崎議員。

- 室崎議員 今の話を聞いていると、給水人口というのは現状の人数を割り出して、ほぼそれでぴたっと決めているというんだけど、給水量については最大給水量になるというような言い方でしたが、この後ぼんと、例えば10人、20人という単位で移住してきたら変わってしまう、そういうことは考えなくていいんですね。

それから、1日最大給水量というのは、2条でもって区域が変わろうと変わるまいと、結局同じというようなふうを考えられるんだが、これ、家庭用だけじゃないわけでしょう。そうすると人数が減っただけでもって、家庭用だけだったら人数が減っただけでもってその分でもって減って行って、マックスというのは最大という意味だと思うんだけど、1日最大の大きさを決めておいていいと思うんだが、これ、業務用もあるわけですよ。そういうものも入ってきての計算というようなことについての説明が今なかったの、もうちょっとわかりやすく説明してください。

- 議長（南谷議員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） お答えいたします。

人口につきましては、過去の動向を踏まえて、当然人口が減少している影響も加味しまして、今後10年の見通しで算出しております。それから、給水量につきましては、用途別に水量を計算してございます。

- 室崎議員 ちゃんと説明してください。途中で切らないで、説明を。その結果どうなったのかということを知っているんですよ、私。ちょっと休憩してください。早く進めるために。

- 議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後12時03分休憩

午後12時03分再開

- 議長（南谷議員） 再開いたします。  
水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 大変失礼いたしました。

給水量につきましては用途別にそれぞれ生活用、いわゆる家庭ですね、これが1日平均159リットル、それから、失礼しました、使用水量1,655立方メートル、例えば営業用217、団体用351、工業用454、浴場営業用等、これらを合計いたしまして、1万384ということで、端数処理をしまして、今回の数量を算出したと。

- 議長（南谷議員） 休憩いたします。  
再開は午後1時といたします。

午後12時05分休憩

午後1時00分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
水道課長。

- 水道課長（常谷課長） お時間をとらせて大変失礼いたしました、お答えいたします。  
給水人口につきましては、過去の人口動向を踏まえて、平成29年までの動向数値を算出してございます。給水量につきましては同様にこの10年間の推計いたしますが、生活用、営業用、団体用、工業用、浴場、臨時用、農業用、用途別に使用水量を算定いたしまして、その合計に過去の1日の平均水量と1日の最大水量の比率を掛けまして最大水量を求めてございます。

それで、5,210立方メートルとなりますが、この10年間の最大水量を見込んでございますので、10人、20人、例えば人口増がございまして、その分包含した水量を見込んだものとなっております。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、議案第72号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました議案第72号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させ

ていただきます。

当条例に規定しております各種証明書の手数料は、昭和55年4月に改正を行って以来、平成7年及び平成9年に消費税分の上乗せをする改正を行ったのみで、27年間手数料自体の改正を行ってきませんでした。

この間、物価の上昇と社会情勢の変化があり、当条例に規定する手数料の金額は現状からかけ離れ、近隣の他病院手数料との差も大きく不均衡となっていることから、このたび改正を行おうとするものでございます。

手数料の改正に当たりましては、そのコストを計算すると作成に1時間程度かかるもので約8,000円、30分程度でも約4,000円と高額となり、現行手数料と大きく乖離をしております。しかし、発行される証明書が生命保険金等の請求など、申請者の利益に帰属するものとはいえ、負担が大きいことから、近隣の他病院と均衡を図る上からも、他病院と同額程度の手数料とさせていただき、あわせてその区分においても同様の改正を行うものであります。

お手元に配付しております議案第72号説明資料、厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表、A4の資料でございますけれども、ごらんいただきたいと思っております。

改正の内容であります。証明に条名が付されていないため、別表を別表（11条）と改め、2手数料の事項では、一般診断書料金を1枚1,050円を1通2,100円に、特別診断書の料金、1簡単なもの1枚2,100円、2複雑なもの1枚3,150円を、1通5,250円に。死体検案の料金1件3,150円を1件1万2,600円に、証明書の料金1枚315円を1通1,050円に。自動車損害賠償保険診断書料1枚3,150円を、自動車損害賠償責任保険診断書料1通5,250円にそれぞれ改め、これまで一般診断書の欄に入っておりました自動車損害賠償責任保険明細書を別建ていたしまして、自動車損害賠償責任保険明細書1通3,150円とするものでございます。

また、現行条例の2通目以降の料金を2分の1としておりました規定は、診断書より証明書の作成には、他病院と同様の扱いとさせていただきたいというふうに考えておまして、1通ごとにそれぞれ作成時間を費やすことから削除するものでございます。

なお、管内の公的病院の比較表を別途お配りしておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

また、この条例改正に伴います手数料の総額は、平成18年度と比較いたしまして年間138万2,000円の増額を予定しております。

議案書の30ページにお戻り願いたいと思っております。附則でございますが、この条例は周知期間等も考えまして、平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 いただきました資料や説明によると、とりたてて法外なものになっているも

のではないということはおわかります。

ただ、今のご説明の中で、随分昔から一切変わっていないんだという言い方があったんですが、平成7年と9年に消費税のことで検討しているんですね。そうするとやはりそのときに、これは、ほかがどうであれこのまま置いておいた方がいいんだという判断があって、消費税の部分だけ行ったのではないか。今、例えば診断書料が1,050円なのか1万5,000円なのかわからないままに消費税をくっつけましようと言ったのではないと思われるんですね。

その当時、どうして、いわば本体価格の据え置きが行われるという、非常に利用者にとっては涙の出るようなありがたい判断なんです、そのような判断を行ったのか。すなわち平成9年の判断と今回の判断が変わってきているわけですね。その点についてのご説明をいただきたいのが1点。

それからもう一つは、最終的に一般診断書料が例えば2,100円になるのが、他の公立病院、近隣の公立病院の価格と比較して安いところもあるし高いところもあるしというぐらゐの大体並みの、こういうときにそういう言葉はよくないんでしょうけれども、相場だということもよくわかりますが、一挙に倍になるわけですよ。物によっては死体検案料なんていうのは何倍になるんですか、相当の勢いで上がりますね。

それで、そういうふうに見ると、よくいろいろな手数料を上げるときに一遍に上げてしまわないで、例えば2回か3回に分けて、段階的に上げていくとかいうようなことをした方が、町民には非常になるほどなと納得していただけるんじゃないかというふうに思うんですが、そのようなことについての検討をなさった上で、なおかつどうしてもこれは仕方がないんだという理由がありましたら、それについても教えていただきたい。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 平成7年及び平成9年度、消費税の上乗せをしたという時期、消費税しか乗せていなかったという過去の手数料の歴史があるわけでございますけれども、さらにオール厚岸の中でこの手数料と言われる改正が、過去において行われております。そのときにも、病院としてはこの部分について、手をつけていなかったという事実であります。

いろいろ過去の状況をひもといてみましたが、この議論を病院の中でどうも置き去りにしていた部分があったのかなというふうに考えております。事務の責任者としたしまして、私は平成17年度に事務長として拝命いたしましたけれども、内部の内容をいろいろ見直しをしてまいりました。その中でこの手数料と言われる部分が、条例改正として課題として残っていたという状況であったというふうに、私は認識しております。

当時の担当としたしまして、当然この27年間手数料を置いていいという議論があったのかなかったのかという、残念ながら資料は残っておりません。ただ、その当時消費税3%、5%の上乗せをする部分についての改正という事案で残っていたということはありません。

いずれにいたしましても、適宜、的確にこれは対応すべきものであったというふうに考えております。事務担当として、今私、事務担当責任者でございますけれども、非常

に過去の取り組みについての部分も含めまして、おわびを申し上げたいというように思っております。

それと、料金の関係でございますけれども、いずれにいたしましてもこの料金につきましては、ばらつきがございます。そのような中で、基本的にはこの算定に当たりましては、私ども、この業務にかかる時間、さらには消耗品関係等々の算出をさせていただきました。一般診断書料に関しましては、大体作成時間に30分ぐらいを要します。特別なものについては1時間。死体検案については3時間、証明書関係については15分。さらに、自動車損害関係については約1時間という時間がかかっているわけでございます。そのコストを考えると、先ほど提案理由でもお話しいたしましたけれども、1時間で大体8,139円という単価が出てくるわけでございますけれども、そういう業務手数料がかかっていると。そういう中でのコストを計算しての手数料という、私は基本的考え方を持つわけでございますけれども、しかしながら、その他近隣の病院関係、病院にかかる方につきましては、町民の方は当然でございますけれども、その他医療機関として他の交通事故も含めて管外、隣町含めて患者を選ぶことはできないわけでございます。そういう意味では、近郊の病院の医療機関が行っている手数料に、やっぱりこれは逆に交通事故等の入ってきた方々について見れば、厚岸町は安いわけで、釧路に行くと五千何ぼとられるという状況でございますので、それは逆に町民ばかりでなくて、医療機関としては町民のほかの方々も対象にして業務を行っておりますので、これはやっぱり均衡を図らせていただきたいということで、考えさせていただきました。

ただ、町民だけの利用の中での料金設定となると、こういうわけにはいかないというふうに我々は考えました。段階的ということも考えました。しかしながら、全国区と言ったら語弊がありますけれども、医療機関にかかる方々はいろいろな方々がございますので、それについての部分としては、近傍のものを、近隣のもので合わせさせていただきたいということで、これらについては、やっぱり周知期間が要するというふうに思っています。今回の議会でお知らせいただきながら、来年の4月という中で、町民にはきちんとした説明責任を果たしながら、この改正内容を理解していただいた中で、進めていきたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 何遍も同じことを言いますが、私も法外な値上げをしているというような言い方をしているのでは決してない。それはわかるんです。ただ、今のような説明ですと、ちょっと私も簡単にやろうと思ったんだけど、この手数料のときだけ町立病院は何も町の間人だけじゃないんだと、ほかの人たちも診ているんだからという話が強調されているような気がするんですね。

もちろん、九州の人がここに来ていて、かぜをひいたからとかかって、あなたは住民票がありませんから九州の病院に行ってくださいなんていうようなものでないのは、よくわかっていますが、大部分は、少なくとも7割、8割は町民でしょう。そうしたらやっぱり厚岸町の人を中心に考えるべきじゃないんですか。そのときだけ急に、いや、どこから来る人がいるかもわかりませんからというような話は、これは牽強附会としか言

いようがないと思いますよ。

それで、今非常にるる、最後には町民周知までご丁寧にご答弁いただきましたけれども、私の聞いているのは1点だけで、過去ずっと長い間この値段で来たのが今ぽんと上がるわけですから、やはりどのように言われても利用者である町民としては、唐突に今急にと、この不景気なときに、それは町立病院の財政が大変なのはわかっているけれども、これの代金を変えれば町立病院の財政が全部転換するわけでもないでしょうというような気持ちを持たれると思うんです。それに対する手当てとして、例えば段階的値上げとか、いろいろな方法とかいうものについて、どんな検討をしたんですかという1点だけお聞きしたんですが、その点については、検討もしましたという一言だけですよ。

あとは、私が聞かなかったような話をるるご説明いただいた。これでは答弁ではないですよ。やはりきちんとした答弁をしてください。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私の答弁が、いわゆる病院という立場のお話をさせていただきながら、当然言われるとおり、町民が中心となって町立病院が、お客様が来ておりますし、支えていただいております。それはもうそこが基本であることについては、私どもはきちんと押さえているつもりでありますし、そこを基準として業務を推進しているということは、まず議員言われるとおりの状況の中で、この手数料の議論をさせていただきました。

確かに段階的ということを含めて議論をしてきたわけですが、これは実態としてこういう実態であることを理解していただきたいということを含めて、確かに2倍です。全体的に2倍です。2倍になります。ですけれども、この中身自体はやっぱり基本的にはお客様というか、これは保険等に入られていて、そういう証明書をいただくという立場で患者さんが来られることは重々理解をしておりますけれども、いずれにしても本人にこの部分というのは、どちらかという、障害を持たれている方々等々がありますけれども、そういう方々も含めて、本人の部分に帰属していくということを基本にちょっと考えさせていただきました。戻っていくものだというふうに考えさせていただきました。

そんな中で、やはり、この27年間置いてきたということは、これは先ほど私、事務担当として大きく責任を感じておるわけですが、これはやはりいずれかの時点でこれは解決をしていかなければならないことではないかというふうに思っております。そんな意味で、過去においての町で行っている利用料の改定等々含めて行っているわけですが、我々としては段階的な値上げということ、先ほどちょっと大きな声で、後段で、どなたも利用するのだから、そこがちょっと、その部分が段階的な議論というんですか、段階的に上げていくという議論でない中で、この料金設定ということをお考えさせていただいたということでもあります。

ですから、どなたも、厚岸町民ならず、そういうことですので、ほかの町民の方も、管外の方も利用しますけれども、その部分がこの段階的な要素を組み入れなかった最大の理由であります。ですから、ご理解願えないと言われるかもしれませんが、

ここは何とかご理解を願いたいところだというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 大変苦しい答弁をなさっているようで、問題点というのは一番よく理解している方が答弁しているんじゃないかと思うんですがね。

もう一度同じことを繰り返してしまうからあれですが、要するに町民が受ける印象を私は話しているんですよ。27年間、今の事務長さんの言い方だと放置していたような言い方なんだけれども、私はそうでないと思う。

やっぱり記録には残っていなくても、7年、9年あるいは他の改定するときにも異論が出て、いや、これについては置いておこうやという、かくかくしかじかだからというのがあったんじゃないかなと私は推測しているんですよ。町民の事務の方がそんないいかげんなことをやっているとは、私は思っていない。町立病院の事務の方がね。そういうふうに思っていますので。

とすれば、ずっとそういうことで置いてきたことがここで上げざるを得ない、いろいろな状況から言って。それはわかる。というツケが全部いきなりぼんと利用者の方に降ってくるんでないかなという印象を与えてしまうんじゃないですか。

これが、例えば本来なら4月から上げたいけれども、27年間ずっと置いておいて今一遍になるということについては、あなたの方ではごめんなさいと言っているわけだから、そういうものがあるからこっちも幾らかかぶりましょうと。したがって、再来年はこういうふうになりますけれども、来年は暫定的にという程度の緩衝措置をつくれば、いや、病院も非常に経営的に緩くない中で、そこまで考えてくれているのかなと、私なら思うんですよ。そういうものがなかったのかということなんです。

それから、それについては、あなたの方とお考えが違うんだから、そうせいというんではなくて、どうなんだということですよ。

それから、もう一つ、これは簡単な事実としてお聞きしますが、ここにはずっと公立病院が出ているんですが、町内にある医院になるんですか、病院じゃなくて。僕らは一口に病院と言いますが。そこで、これが全部出るかどうかわかりませんが、同じ町内の医療機関からこういうものが出たようなときの料金というのは、どの程度のものなんでしょうか。それも参考にしておいていただきたい。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） まず1点、段階的な問題を含めて、私どもは実はこの条例を提案する段階で、基本的には1月1日というふうに考えました。これは、私たちの勝手な考えでございますけれども。ですけれども、そこも含めてやはりこれは、先ほど住民の周知期間と申し上げましたけれども、そこら辺も含めてきちんと説明責任を果たしていかなければならない。そして、要するに来年の4月からということで、我々としてはそこで延ばさせていただいた、我々としてはそこが努力した部分でありますけれども、皆さんに納得できるかどうかわかりません。そういうことを行ってきた経過はあります。

ですから、そういう意味で理事者とも協議してきたことがありますけれども、そこはその病院としては、実は今、先般の一般質問でも議論がありましたけれども、いろいろなガイドライン等が出てまいっております。病院の内部では佐々木院長が参ってから、昨年からいろいろな中身の検討をしています。ですから、一つ一つの積み上げ、やれることはきちんとやって、この地域の医療を守っていくという前提で、小さなことかもしれませんが、病院としての経営努力を認めさせる、逆なんですけれども、ということも含めて、これにはちょっと含まれているのかな。ですから、逆に言うと、そういうことをきちんとやりながら、後ろ指をさされない病院、胸を張って診療できる病院として残れる機能を、逆に言うと考えさせていただいているということを進めさせていただきました。

意見の合わない部分はあるかもしれませんが、これは、私としては本当に最後の、逆に言うといろいろな改革をやってきました。町民負担を求めるということは、私は最後だというふうに思っていますし、そのことで今回も新聞等でも取材を受けましたけれども、そういうことをお話しさせていただきました。ですから、これはもう私としてはおわび申し上げて、お認め願うしかないのかな。

そして、逆に言うと、これは医療できちんとお返しをする。また、今言われているいわゆる診断書等が時間がかかっているということもあります。それを早く、こういうことの改正とあわせてきちんとした対応をとってまいりたい。それは、こういうことが行うことによって認識を新たにするという、診断書の考え方を医師に対しても新たにしてもらって、取り組みをしてもらうということも1つあるのかなというふうに思いながら、この提案をさせていただいているということ、まずご理解願いたいと思います。

それと、ちょっと医院の資料をちょっと今お持ちしておりません、ちょっと休憩いただけますか。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時32分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 大変時間をとらせて申しわけございません。医院で行っている診断書料金ですけれども、まず一般的な診断書料金というのは2,000円になっております。それと特別診断書料金は4,000円になっています。証明書関係がございますけれども、それが2,000円であります。

それと、自動車損害保険賠償関係が5,000円。消費税の関係ははっきりちょっとしてございませんけれども、5,250円と聞いていますけれども、あとその明細書が2,000円という、こういうことになっていまして、自由診療の中でやっておりますので、そこで定め

られることになっておりますが、こういう単価になっているということでご理解願いたいと思います。若干うちとは差がございますけれども、ということです。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、室崎議員が質問されていますけれども、死体検案料についてちょっとお尋ねしたいんですが、この内容をちょっと教えてください。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） この死体検案につきましては、診療継続中の患者以外が死亡した場合、さらに診療中の患者が傷病に関係ない原因により死亡した場合。事故死だとか不慮の事故、自殺とかいう案件になるのかなと思いますけれども、この算定根拠につきましては、実は死体検案の算出根拠といたしましては、基本的には初めての方という考え方でありまして、初診料が2,835円、これは診療報酬上かかります。あと髄液の採取とかで945円、さらに往診料が6,825円で1万605円という単価がございまして、ここのその算出根拠に基づいて1万500円ということの診療報酬上に基づく、医師が動いた場合、これは病院から出て行って検案をしますのです、そういう形の中の算出根拠になっているということでございます。

通常の在宅でうちのドクター等々がみとるというんですか、在宅死等々の部分については、これはこの該当になりません。あくまでそれは診療上の中で行いますので、これはそういう方々、行旅死亡人とかそういう方々の検案が特別に行われる場合の料金になっておりまして、これについては町立病院として実はこれは死体検案料になっていますけれども、文書料しか入っていなかったのが今までの経緯なのかなと思います。そんな中で、これはきちんと医師が行き、確認をし、資料をつくっておりますので、大幅な値上げとなりますけれども、これはかかっている経費でございまして、これはぜひ改正をさせていただきたいという内容になってございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、今の説明を聞いていますと、この死体検案料については、私ちょっとその状況、状況によってさまざまなことが考えられると思うんですよね。例えば今在宅介護だとかそういうことが言われておりますよね。できるだけ在宅でというような状況になっている中で、救急車を呼んだという場合。ところが、救急車が来たときにはもう既に亡くなられていたと。そうすると、これは救急車の対応がそこでなくなりますよね、一般的には。運んでくれますか。完全に亡くなっている人を。運んでくれますか。そうした場合に、そこからの対応はどういうふうにするんですか。

これが例えば町立病院にかかっていなかったと。だけれども違う医療機関から、医療機関にかかっているけれども、在宅がふさわしいということで在宅で治療されていたけれども、途中で亡くなってしまった。在宅でね。

そうすると、町立病院にはかかっていないわけですよね。そうした場合は、その人は死亡診断書になるんですか。それとも死体検案の対象者になる、それはどっちなんでしょう。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 救急車が行き、そこで亡くなっていたとしても、これは検案にはなりません。そこで、既に医師の指示が飛んでおりますので、他の病院でかかっていてうちの病院の先生が指示を出したとしても、救急はうちへ入ってきますので、基本的に。それは死亡診断書です。すべて死亡診断書です。

この死体検案につきましては、これは通常の病気でない、先ほど言いましたけれども、自殺、不慮の事故等々になりますのでまれであります。それはすべて診療報酬上の行為になりますので、通報した、消防が来て間に合わなかった場合については、一般の医療の中ですべて包括されます。それは間違いございません。それは安心してください。それで1万2,500円を取ることはありませんので。これは基本的に言いますと、警察署に行つて検案をすることが基本になります。自宅で亡くなった場合については、何らかの形で通報になって消防が行きます。それでドクターの指示が出ます。それは医療行為の中に入りますので、これは死体検案にはなりません。ということでご理解願えればと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 もう一つ伺いたいですけれども、例えば心臓だとか脳だとか、急激な病気がありますよね。そうした場合は、これは今度どっちになるんですか。わかりませんよね、その人の死因というのが特定されない場合がありますよね。そういう長くかかってきた病気をはっきり持っている場合と、そうでない病気によって突発性に起きる、そうすると、これはひょっとしたら事故かもしれないとか、いろいろな判断をしなければならない。そうすると、例えば正確な診断を下したときには今度警察も含めて関係したということになったら、これも死亡診断なんですか。それとも死体検案なんですか。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 基本的に警察がかかわる死体検案なんですけれども、それに対しての要するに死体検案料になるというふうに理解していただきたいと思います。ですから、病気でなく何らかの原因で亡くなる。それで、警察が逆に言うと死因がわからないわけですから、死体検案、これはこの死体検案にはうちのドクターで2名しかおりません。2名が指定されておりますので、警察との連携になっております。その方々の要請があった方について、死体検案料の該当になるということになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

そのほかの部分については、基本的にはすべて一般診療の中の行為というふうにみな

しておりました、死亡診断書の扱いということになります。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 値上げについては、いずれにしても負担になる。ずばりお聞きしますけれども、来年と再来年の2段階に分けてという考えは毛頭ないのか。その部分まず1点。もう全然余地がないということなのか、何とか考えてみるのか、その辺をもう一回聞きたいと思います。

それから、18年度中でも今年でもいいんですけども、19年度でもいいんですけども、例えば今の手数料等の約倍になったり、2.7から8倍になったりする部分がありますけれども、今のこの人数で18年度どのぐらいの手数料が手数料として合計金額入っているのか。

この金額を算定して、来年度、もし実施したとしたらどのぐらいの計上になるのか、その辺を聞きたいと思います。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 先ほども室崎議員への答弁の中でもお話しいたしましたけれども、この案件につきましては、基本的には2段階ということで私どもとしては考えを持っておりません。申しわけございませんけれども、申しわけないんですけども遅いぐらいの改定だというふうに理解をさせていただきたいというふうに思います。

それと、2点目でございますけれども、18年度で827件この件数がありました。それが改正、この金額では……

（「数字をもう一回」の声あり）

●病院事務長（斉藤事務長） 827件でございます。それで、その金額は幾らだったかという138万5,000円でございます。ですから、それが改定したらどうなるかという、同じ方々がおられるかということの仮定でございますけれども、276万7,000円。だから138万2,000円ほどですね。ですから、全体を見ますと約2倍の改定になるということでございます。

申しわけございませんが、これらについては、我々の取り組みも含めて、私ももう事務長を2年何カ月やっていますけれども、そのときにすぐやればよかったんですけども、逆にそこができなかったということで、皆さんにはそういう料金で今までできたということでご理解を願い、来年4月からぜひこれについてはお認め願いたいというふうに思っています。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 町長として、この値上げの、よく我々が言葉にするイッキモッキという言葉がございませぬけれども、マラソンランナーも最初は少しずつ距離を延ばしながらハーフを始めてフルマラソンに行くわけですね。家庭の状況や病院にかかる人というのは、やはり弱者が病院にかかるという部分が多くあるということから、町長のお気持ちとして、この提案された改定の数字について、町長はどのようにお考えになるのか。また、その段階的ということとは、今事務長がお話しされましたけれども、町長のご意見をお聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ただいま提案いたしております手数料の値上げについては、地域住民が一律に均等に負担をしなければならない。そういう中で、大幅な値上げは大変な重荷になることは事実であります。そういう中でいろいろなご意見があろうかと思えます。

しかしながら、現実を考えてください。今月号に町立病院の詳しく累積赤字というものを町民に向けて説明をさせていただいております。何と平成17年度末では累積欠損が10億4,876万円です。かつては一般会計からの繰り出しで、または繰り入れでも、それを補ってまいることができました。しかし昨日から議論されているように、この6月に地方財政健全化法というものが通りまして、一般会計のみならず病院のような公益企業会計も国に赤字状況を報告しなければならなくなった。その結果、第2の夕張になるのかならないのか、これが21年から始まるんです。来年の決算、再来年の決算、2年間の決算が勝負なんです。

おかげさまで佐々木院長が参りまして、その赤字が解消されておることも事実であります。10億を抱えている赤字、連結決算となった場合にどうなるであろう。私は先ほど、絶対夕張のようなことはしないと、そういう大見えを切りました。そのためにはいろいろな改革をしなければなりません。職員も給料をカットさせていただきました。職員にとっては大変なことなんです。そういう中で町立病院の財政分析をやるいたしました。既に北海道の方から、また先ほど議論がありましたとおり、厚岸町立病院は規模を縮小しなさい、累積赤字を抱えているがゆえにそういう残念な姿にもなっているのがあります。

そういうことを考えまして、昭和55年4月から27年間も、本来は消費税の関係で議論した節に、平成7年、平成9年、私はやはり他の公立病院等の整合性も考えて、さらにはまた、その手数料を出す場合のコストの実費等も考えて、本来ならば改定をすべきじゃなかろうかな、改定すべきであったと思っています。

しかし、るる財政分析した結果、このような、町民にとっては大変な負担になります。値上げをしなければならなかったという現実でありますので、私も何回にか分けてやるべきであるかなという考えを持ちました。また、病院の運営委員会等におきましても、そういう議論もありました。しかしながら、現実の町立病院の運営を考えた場合に、情報を開示し、町民に理解を求めて、やむを得なく手数料を改定すべきではなかろうかという結論に達したわけでありますので、どうかこの点、皆さん方のご意見重々わかり

ますが、この点についてもご理解をいただきたい。

厚岸町立病院は、地域住民の生命と命を守る大事な病院です。いかに赤字であっても改革をしながら、絶対に町立病院をなくしてはならない、そういう気持ちで改善策を持って思っておる次第でございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

6番、佐齋議員。

●佐齋議員 この値上げは財政上の問題でもってやぶさかでないと思うんですけれども、これはあれですか、例えば値上げすることによって昨年と比べてどのぐらいの収入になるんですか。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 先ほどお答えしたんですけれども、138万2,000円ほど、倍でございます。倍の金額になるということでございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 ちょっと、議長、話がずれるかもしれませんが、百三十何万円ですと。先ほどの工事請負費ございましたね。八百八十何万円。あれの落札率が95.1%。皆さん口をあくと町の財政が厳しい、厳しい、厳しいから値上げしなければならないということでもって、町民に負担をかけていると。

ところが、工事請負費に対しては1回も変わっていないですよ。前にも谷口議員が、過去5年間のあれしたときも、5年間のあれを出してくれと。そうしたら平均が95%だと。私議員になって9年目です。変わっていないんですね。だから、その辺を全然いじらないで、こういうものだけを値上げしていくというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかと思う。そういうものもやった後に、町民にこういう負担をするんだということならわかりますけれども、そっちの方を全然いじらないで、ただこういうものだけは値上げだけはどんどんしていくというここに対しては、これ問題あるんじゃないかと思うんですが。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今の質問ちょっと理解できないんですが、落札率って何でしょうか。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後1時54分休憩

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
2 番、堀議員。
  
- 堀議員 私も手数料というのは、やはり実費負担というのを全うしていかなければ、事務事業をやっていく上でいけないと思うので、これもやぶさかじゃないのかなとは思いますが、上がった分やはり町民もサービスを、よりよいサービスを受けるようにしなければならない。そういった中で一般的な診断書とかが出される時間というのも本当に結構時間がかかるというのが実際だと思うんですが、算定して、この手数料での所要時間というのも、先ほど13番さんのときにも、ざざっと言っていたんですが、その時間をもう一度きちんと教えていただきたいと思います。
  
- 議長（南谷議員） 病院事務長。
  
- 病院事務長（斉藤事務長） 今言われるとおり、診断書が出るまでには1週間ないし2週間、物によっては1カ月、いろいろ見解を考えなければならないものもあるわけでございまして、そういう時間を要しております。基本的にはコスト計算の中で進めておりますけれども、一般診断書料については所要時間30分というように見ております。それと、特別、さらに自動車損害関係の保険については1時間。死体検案については3時間。あと、証明書関係については15分。こういう中で一応我々としては、所要時間を大体3つの、それとパターンがあるんですが、そういう形の中で算出させていただいたという内容になっております。
  
- 議長（南谷議員） 2 番、堀議員。
  
- 堀議員 そうすると、これからはやはりその所要時間に沿ったような中で、できるだけ出していただけるような努力というものをさせていただけるというふうに確約できるものなんでしょうか。
  
- 議長（南谷議員） 病院事務長。
  
- 病院事務長（斉藤事務長） 一人の医者が毎日1件あればその1時間で出せることになるわけですが、これらの証明については、基本的には一般診療の終わった後、夜間、早朝になるわけですが、実際的にやはり時間の短縮は考えていきたいと思うんですが、すぐ即日もしくは翌日ということにはならない。  
ただ、我々としては今議論しているのは、1週間以内にこれはきちんとお返しをする。死亡診断書とかは別ですよ。そういういわゆる交通事故とかそういう部分を含めて1週間以内を基本に今医局の中で、当然進めていきたいと思いますということで、延びているものについては早くしましよというので今進めている最中でございます。ご理解を願

たいと思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 やはりそういうふうには所要時間よりも大幅に延びてしまう、これはやはり業務上しようがないという面もあるんでしょうけれども、そこら辺というのはやはり利用者の方にもしっかりと説明をした上で運用してもらいたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

病院事務長。失礼しました。

●病院事務長（斉藤事務長） そこも含めまして、周知期間の中できちんと説明をし、時間ですね、かかる時間も含めてきちんとお話をしていきたいといます。ご理解を願う形で、町民の皆さんに説明をしてまいりたいといますので、よろしくお願ひしたいといます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議あり、討論あり」の声あり）

●議長（南谷議員） 討論あり。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、室崎議員。

●室崎議員 本件に関しましては、過日、厚生文教常任委員会でもご説明をいただきました。そのときにも各委員から懸念が出されておりました。ただ、そこは事前審査の場ではありませんから、皆さんは意見は言いませんでした。

それで、今回また同じようなところでお聞きしました。それで、私は質問中も何回も申し上げましたが、今回の値上げが不当であるとか、あるいは非常に近隣のいろいろな平均的な価格からかけ離れて高いものにするとか、そんなふうには思っておりません。それから、27年間据え置かれたものがどこかで改定しなければならぬんだとおっしゃるのもよくわかります。そういうもの全部わかります。わかった上で、町長の答弁でも、実は町長も同じことを考えているんだということをおっしゃっていましたが、町民の目から見まして、この値上げ幅が非常に大きいのと、それから今まで27年間置かれ

たという重たい事実の前では、やはり唐突な値上げというふうには受け取られるのではないかと。そうすると、やはりここはせめて2段階値上げというような緩衝策を用いることがいいのではないかとこのように思います。

それで、町長からありましたように、町立病院の会計、財政が大変だと、この後連結決算になると赤字も累積赤字ですか、これが10億5,000万円ほどあると。その中でもって乾いたぞうきを絞るような改革をやっているということだと思えます。それもよくわかります。

ただ、そういう大きな話は全部わかりますが、具体的に今回の手数料に関して言いますと、倍に一気に値上げしても約140万円の増収なんです。これをゼロにせいと言っているのではないんです。とすると、半分ずつ上げても70万円なんです。あるいは3分の2上げていけばもっと少なくなりますよね、幅は。そういうような形で、やはり27年間据え置いてきたんだから一気にということはしたいんだけど、ここでこれだけをするんだというような、町民に対する説明ができるような方策をとることが、逆に町立病院がこれだけ大きな赤字を抱えながら、こうやって努力をし、なおかつ町民の負担は少しでも軽減させるようにしているんだという、今の町立病院の努力に対する理解をより持っていただける方法になるのではないかと。

むしろこのようなところで、この大きな累積赤字に比べればわずかの、そのわずかを1つずつ、1滴1滴の水をためて大きなタンクにしなければならないのはわかりますけれども、そういう努力をしているんですよという、きちんとした理解をいただくためにも、私はこの場合、段階的な方法をとるべきではないかというふうに思っています、本件のように、いわば、先ほど14番議員はイッキモッキと言っておりましたけれども、このようなやり方は、やはり決してプラスにならないんじゃないかと、このように思っています、反対といたします。

賢明な議員各位のご賛同をお願いする次第でございます。

●議長（南谷議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

9番、菊池議員。

●菊池議員 簡潔に申し上げます。

議案第72号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

このたびの各区分ごとの手数料見直しによる改正及び字句の整理であります。先ほど事務長並びに町長が内容説明のとおり、非常に苦慮された、いわゆる病院経営と町民負担の板挟みにあり、こういう状況の中の見直しであります。町としては今後の病院運営並びに町民の健康と安心を果たす上で、恒久的病院運営を考えなければなりません。大切な条例の一部であると思えます。

確かに段階的に、緩衝的に上げていくという年次的な計画もわかりますが、大きく年間を通して各個人個人が多く利用する場面の診断書料とは思われません。しかるべく手数料見直しによります今回の議案提案につきましては、大変苦慮した経過であると思えますが、私は賛成の立場で討論いたします。

理解ある議員諸氏の賛同を願います。よろしくお願ひします。

- 議長（南谷議員） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、議案第73号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第81号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第73号から第79号の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第73号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）の提案理由を説明させていただきます。

議案書1ページでございます。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）でございます。

平成19年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,791万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,650万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページでございます。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では10款19項、3ページから4ページになりますが、歳出では11款27項にわたってそれぞれ1,791万5,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

歳入でございます。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金73万9,000円の増。交付決定による増で

ございます。

10款1項1目1節地方特例交付金185万7,000円の増。児童手当分の増。2項1目1節特別交付金915万1,000円の減。これは平成11年度に導入されました恒久的な減税に伴う地方税の減収を補うため交付されるものでありますが、本年度税源移譲等実施に伴い減額となったものでございます。

11款1項1目1節地方交付税4,603万8,000円の増。普通交付税でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料6万1,000円の増。説明欄記載のとおりでございます。4目農林水産業使用料、1節農業使用料19万4,000円の増、5目1節商工使用料3万3,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。6目土木使用料、3節住宅使用料358万4,000円の減。説明欄記載のとおりでございますが、宮園団地（高層）、奔渡団地使用料の減が主な内容でございます。7目教育使用料、4節保健体育使用料9万2,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。2項手数料、3目衛生手数料、1節保健衛生手数料8万5,000円の増。4目農林水産業手数料、1節農業手数料4万円の増。6目土木手数料、5節住宅手数料1万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金170万2,000円の減。障害者自立支援給付費負担金の減でございます。2節児童福祉費負担金7万4,000円の減。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金7万円の減。8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金4万円の減。3節中学校費補助金3万5,000円の減。4節幼稚園費補助金6万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

10ページをお開き願います。

3項委託金、4目土木費委託金、1節河川費委託金372万8,000円の減。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金の減でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金85万1,000円の減。障害者自立支援給付費負担金の減でございます。2節児童福祉費負担金3万6,000円の増。説明欄記載のとおりでございます。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金3万5,000円の減。障害者（児）地域生活支援事業費補助金の減でございます。2節児童福祉費補助金43万6,000円の増。放課後児童対策事業補助金の増でございます。3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金9万円の増。精神障害者社会復帰支援事業費補助金の増でございます。4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金206万8,000円の減。主に自給飼料増産総合対策事業費補助金の減でございます。2節農業費交付金9万9,000円の増。3節林業費補助金13万4,000円の増。主に北の里山づくり推進事業補助金の増でございます。4節林業費交付金111万2,000円の増。森林整備地域活動支援交付金の増でございます。7目教育費道補助金、1節社会教育費補助金90万円の増。地域政策総合補助金決定に伴う増でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、5節統計調査費委託金4,000円の増。3目衛生費委託金、2節環境政策費委託金2,000円の減。4目農林水産業費委託金、2節林業費委託金、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入74万9,000円の減。主に教職員住宅の貸家料72万円の減でございます。2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入719万2,000円の増。主に住の之江一丁目198番、二丁目92番土地売払代の増でございます。2目1節生産物売払収入201万3,000円の増。餌料藻類売払代の増であります。

18款1項寄附金、9目教育費寄附金、5節保健体育費寄附金7万1,000円の増。パークゴルフ愛好会、ラクダ会様からの寄附でございます。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目1節延滞金40万3,000円の増。滞納処分による延滞金の増でございます。2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子65万6,000円の増。6項3目3節雑入1,115万6,000円の減。

12ページになりますが、説明欄記載のとおりであります。主に雑品売払代307万円の増。釧路産炭地域活性化事業費補助金充当額決定に伴う減でございます。内容につきましては、それぞれ説明欄に記載してございます。

22款1項町債、3目衛生債、2節環境政策債10万円の減。4目農林水産業債、2節林業債10万円の減、6目土木債、2節道路橋梁債120万円の減。7目1節消防債20万円の減。8目教育債、2節小学校債、910万円の減。9目災害復旧債、2節土木施設災害復旧債10万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

14ページ歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費130万5,000円の増。主に燃料費68万7,000円の増、修繕料40万3,000円の増でございます。2目簡易郵便局費2万6,000円の増。

16ページになります。

4目情報化推進費54万円の増。説明欄記載のとおりでございますが、主に総合行政情報システム業務処理委託料の増で、光通信回線への変更に伴う補正でございます。7目文書広報費441万2,000円の減。主に町勢要覧作成業務委託料の減であります。町勢要覧作成業務については、後に説明いたしますが、債務負担行為の設定により、本年度から着手し、翌年度業務完了とするための平成19年度予算額の減でございます。10目企画費6万7,000円の増。11目財産管理費につきましては、財源内訳補正でございます。12目車両管理費50万8,000円の増。燃料費及び修繕料の増でございます。

18ページ、2項徴税费、1目賦課納税费331万6,000円の減。説明欄記載のとおりでございますが、固定資産評価更新事業の確定に伴う減が主な内容でございます。5項統計調査費、1目統計調査総務費3,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

20ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費106万7,000円の増。主に福祉灯油助成58万2,000円の増。保健福祉総合センター燃料費150万9,000円の増。

22ページ、国民健康保険特別会計繰出金118万円の減でございます。

2目心身障害者福祉費344万2,000円の減。主に障害者更生医療給付費133万7,000円の減。障害者（児）補装具給付費206万6,000円の減。補装具利用の減が主な内容でございます。4目老人福祉費925万7,000円の減。24ページになりますが、説明欄記載のとおりであります。主に介護サービス事業特別会計繰出金898万8,000円の減でございます。

26ページ、6目自治振興費295万3,000円の増。地方バス路線維持対策費の増であります。7目社会福祉施設費25万3,000円の減。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費70万9,000円の増。主に妊婦健康診査通院助成60万円の増でございます。28ページ、2目児童措置費、説明欄記載のとおり児童手当非被用者特例給付の組み替えでございます。4目児童福祉施設費76万3,000円の増。主に厚岸保育所嘱託調理員退職に伴う臨時職員配置による賃金の増でございます。5目児童館運営費26万円の増。30ページになりますが、主に子夢希児童館障害児受け入れに係る臨時職員配置に伴う賃金の増でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費96万3,000円の増。主に公衆浴場経営及び設備助成86万円の増でございます。2目健康づくり費3万7,000円の増。説明欄記載のとおり計数整理が主な内容でございます。

32ページ、3目墓地火葬場費3万円の増。34ページ、4目水道費3万9,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおりであります。水道事業会計負担金9万3,000円は、児童手当支給に係る繰り出し基準に基づく負担金でございます。5目病院費7,662万7,000円の増。病院事業会計負担金の増でございますが、退職手当組合追加負担金、医療手当支給等に係る繰り出し基準に基づく増が主な内容でございます。6目乳幼児医療費74万5,000円の減。乳幼児医療請求事務取手数料の減でございます。

2項環境政策費、1目環境対策費20万円の減。水質検査委託業務確定による減でございます。2目水鳥観察館運営費8万4,000円の減。

36ページ、3目廃棄物対策費2,000円の減。4目ごみ処理費504万4,000円の増。主にごみ焼却処理用燃料費、光熱費、電気料の増であります。

38ページ、5目し尿処理費243万6,000円の増。主にし尿処理に係る微生物処理薬品代の増でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費2万1,000円の増。説明欄記載のとおり計数整理でございます。

40ページ、3目畜産業費205万円の減。自給飼料増産総合対策事業費確定による減でございます。7目農業施設費28万9,000円の増。8目農業水道費8万8,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおりでございます。

42ページ、2項林業費、1目林業総務費10万円の減。説明欄記載のとおりでございます。2目林業振興費282万3,000円の増。44ページになりますが、主に交付対象森林面積の増による、森林整備地域活動支援交付金148万4,000円の増、及び水源かん養林用地等購入費175万円の増でございます。

4目林業施設費12万8,000円の減で、内容は説明欄記載のとおりであります。5目特用林産振興費180万6,000円の増。燃料費の増でございます。3項水産業費、2目水産振興費30万8,000円の増。46ページになります。3目漁港管理費21万8,000円の増。5目養殖事業費119万8,000円の増。それぞれ主に燃料費光熱水費の増でございます。

6款1項商工費、3目食文化振興費78万9,000円の増。主に味覚ターミナル施設修繕料94万9,000円の増。48ページになります。4目観光振興費50万8,000円の増。主に職員中途退職等による臨時職員配置による賃金の増でございます。5目観光施設費76万5,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。

50ページ、7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費68万円の増。燃料費の

増でございます。2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費57万9,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に係数整理でございます。

52ページ、2目道路新設改良費77万7,000円の減。湾月町横2の通りほか説明欄記載の各道路事業完了に伴う減でございます。3目除雪対策費2,985万4,000円の増。今後の降雪期に向け、除排雪に係る燃料費、委託料、除雪車借上料等に係る経費の計上でございます。

54ページ3項河川費、1目河川総務費5万9,000円の減。事業費に占める人件費の組み替えによる補正でございます。4項都市計画費、3目下水道費4,611万8,000円の減。下水道事業特別会計繰出金の減でございます。この件につきましては、下水道事業特別会計で説明したいと思っております。5項公園費、1目公園管理費4万2,000円の減。56ページ、2目公園事業費20万4,000円の減。事業確定による減でございます。6項住宅費、1目建築総務費6,000円の増。事業確定による増でございます。2目住宅管理費81万8,000円の増。説明欄記載のとおり、主に町営住宅修繕料の増でございます。

8款1項消防費、1目常備消防費170万円の減。釧路東部消防組合負担金の減でございます。58ページ、2目災害対策費2万5,000円の増。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費11万9,000円の増。3目教育振興費6,000円の減。4目教員住宅費1万円の増。6目スクールバス管理費26万4,000円の増。60ページになります。2項小学校費、1目学校運営費103万7,000円の減。64ページまでにわたりますが、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり主に計数整理でございます。

同じく64ページ、2目学校管理費74万4,000円の増。66ページになります。3目教育振興費43万3,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおりでございます。

68ページ、4目学校建設費1,214万4,000円の減。真龍小学校改築事業費確定による減でございます。3項中学校費、1目学校運営費7万7,000円の増。72ページにまたがりませんが、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、各学校にかかわる主に計数整理でございます。

72ページ、2目学校管理費43万4,000円の増。3目教育振興費29万6,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおりでございます。

74ページ、4項1目幼稚園費33万4,000円の減。就園奨励費の減でございます。5項社会教育費、1目社会教育総務費14万5,000円の減。内容はそれぞれ説明欄記載のとおりでございます。

78ページ、2目生涯学習推進費109万5,000円の増。主に生涯学習課臨時職員配置による賃金の増でございます。3目公民館運営費3万3,000円の増。80ページ5目博物館運営費22万1,000円の増。6目情報館運営費16万4,000円の減。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。6項保健体育費、1目保健体育総務費19万5,000円の減。82ページ、2目社会体育費36万5,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。84ページ、3目温水プール運営費7万6,000円の増。4目学校給食費93万6,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に臨時職員の賃金と修繕料の増でございます。

86ページ、10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費12万6,000円の減。事業費確定によるものでございます。

11款1項公債費、1目元金、財源内訳補正でございます。2目利子896万1,000円の減。

平成18年度長期債借り入れ実行に伴います利率の確定による減でございます。3目公債諸費1,000円の減。

12款1項1目給与費2,407万8,000円の減。94ページまでにわたりますが、それぞれ説明欄記載のとおりであります。職員の中途退職等による減、3,633万1,000円、退職手当組合追加負担金1,225万3,000円の増が主な内容でございます。

なお、これらの内訳につきましては、96ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照願いたいと思います。

以上で、歳出の説明を終了させていただきます。

恐れ入ります、1ページへお戻り願いたいと思います。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正追加でございます。事項、町勢要覧作成委託業務に関する債務負担。期間、平成20年度。限度額420万円。債務負担行為に関する調書補正。追加につきましては記載のとおりでありますので、ご参照願います。

以上で、議案第73号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第74号の説明に移らせていただきます。

議案第74号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（4回目）でございます。

平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（4回目）。

平成19年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,736万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項、歳出では2款5項にわたってそれぞれ118万円の減額補正でございます。事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金118万円の減額でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費166万5,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。

なお、職員人件費の内訳についてでございますが、10ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照願いたいと思います。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費 1 万円の減。8 ページになります。3 項 1 目運営協議会費 6 万4,000円の増。5 項 1 目特別対策費 43 万5,000円の増であります。

6 款 1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 4,000円の減であります、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第 74 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 75 号の説明に移らせていただきます。

議案第 75 号 平成 19 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2 回目）でございます。

平成 19 年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 198 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,601 万 6,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第 1 表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入歳出それぞれ 2 款 2 項にわたり、それぞれ 198 万 5,000 円の増額補正でございます。事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、1 節計量使用料 203 万 9,000 円の増でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 5 万 4,000 円の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 万 8,000 円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

なお、職員人件費の内訳につきましては、10 ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

2 款水道費、1 項 1 目水道事業費 200 万 3,000 円の増。主に受水費の増ほか、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第 75 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 76 号の説明に移らせていただきます。

議案第 76 号 平成 19 年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（2 回目）でございます。

平成 19 年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 6,377 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開きください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入歳出それぞれ2款2項にわたり、8万2,000円の増額補正でございます。事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、2節過年度分6万6,000円の増。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金1万6,000円の増でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。2款1項医療諸費、1目医療給付費、財源内訳補正でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金8万2,000円の増。精算返還金の増でございます。

以上をもちまして、議案第76号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第77号の説明に移らせていただきます。

議案第77号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計（2回目）でございます。

議案書1ページでございますが、平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算。

平成19年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ671万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億622万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開きください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ671万円の減額補正でございます。事項別により説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

歳入でございます。5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金4,611万8,000円の減でございます。

6款諸収入、2項1目雑入3,940万8,000円の増で、内容につきましては昨日の町長の行政報告にありましたとおり、消費税及び地方消費税の還付金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

7ページをお開き願います。

歳出でございます。1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費8万5,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

なお、職員人件費の内訳につきましては、13ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

2目管渠管理費50万円の増。3目処理場管理費50万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

9ページ、4目普及促進費252万2,000円の増。公共下水道接続戸数の増による水洗化改造工事費補助金の増でございます。2項下水道事業費、1目公共下水道事業費108万

4,000円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。

11ページ、3款1項公債費、2目利子823万3,000円の減。平成18年度長期債借り入れ実行に伴う利率確定による減でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正追加でございます。事項、公共下水道事業に関する債務負担。期間平成20年度。限度額6,800万円とするものでございます。債務負担行為に関する調書補正追加につきましては、記載のとおりでありますので、ご参照願います。

以上をもちまして、議案第77号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第78号に移らせていただきます。

議案第78号 平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成19年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,686万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項、歳出では3款5項にわたり、それぞれ18万1,000円の減額補正でございます。事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。7款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金48万9,000円の減でございます。

9款諸収入、2項3目1節雑入30万8,000円の増。過年度地域支援事業交付金、平成18年度精算交付分でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費107万7,000円の増。主に職員人件費の増でございます。

なお、職員人件費の内訳につきましては、12ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照願いたいと思います。

3項1目介護認定審査会費1万6,000円の増。説明欄記載のとおりでございます。2目認定調査等費123万7,000円の減。主に臨時職員賃金の減でございます。

8ページ、6項1目地域密着型サービス運営委員会費1万6,000円の増。地域密着型サービス運営委員会設置による補正計上でございます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業等事業

費38万5,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。10ページ、2目任意事業費2万4,000円の増。

5款1項1目介護給付費準備基金費30万8,000円の増。介護給付費準備基金積立金でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

議案第78号の説明を終わらせていただきまして、議案第79号の説明に移らせていただきます。

議案第79号 平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,530万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款5項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ59万7,000円の減額でございます。事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、1節通所介護費収入778万5,000円の増。利用者介護度が上がったことによる単価増及び利用者の増によるものでございます。2節訪問入浴介護費収入62万1,000円の増。5節介護認定基本調査収入7万6,000円の増。2項予防給付費収入、1目居宅支援サービス費収入、4節居宅支援サービス計画費収入103万3,000円の減。3項1目1節自己負担金収入93万4,000円の増で、通所介護費収入同様、利用者の単価及び利用者の増によるものでございます。8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金898万8,000円の減であります。

9款諸収入、1項1目2節雑入8,000円の増。説明欄記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費207万2,000円の減。人件費の減及び臨時職員賃金の増でございます。

8ページ、3目訪問入浴介護サービス事業費1万4,000円の増。4目短期入所生活介護サービス事業費100万9,000円の増。7目包括的支援事業費323万9,000円の増。

10ページ、2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費278万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり職員人件費による増減でございます。

なお、職員人件費の内訳につきましては、14ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第73号から79号の説明を終わらせていただきます。

大変早口なおかつ雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） ただいま上程いただきました議案第80号 平成19年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）について、ご説明いたします。

水道会計補正予算書1ページをお開き願います。

初めに第2条業務の予定量の補正でございます。

年間総配水量につきましては、1万9,735立方メートルの減で、149万5,685立方メートルとするものでございます。

次に、1日平均給水量につきましては、53立方メートルの減で、4,098立方メートルとするものでございます。

主な建設改良事業につきましては、配水管布設替等事業では、938万6,000円を減額し、3,400万とし、機器等更新事業では、47万2,000円を減額し、811万7,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益では420万9,000円を減額し、2億4,970万3,000円とし、2項営業外収益では171万9,000円を増額し、172万9,000円とするものでございます。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用では、508万3,000円を減額し、1億9,760万5,000円とし、2項営業外費用では、27万円を減額し、4,579万4,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、9ページの補正予算説明書によりご説明いたします。

9ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。1款1項1目給水収益では420万9,000円の減で、一般用、団体用、工業用の使用水量の減少などによる減額補正でございます。2項1目受取利息及び配当金では、30万5,000円の増で、預金利息及び貸付金利息の増額でございます。2目他会計補助金では、9万3,000円の増でございますが、これは児童手当給付の分の一部を一般会計補助金で賄うものでございます。

3目雑収益では132万1,000円の増で、これは水道管破損補償事故による補償費19万4,000円と、それから16年度から18年度の3カ年の退職手当、事前納付金の精算により、112万7,000円が精算されたものでございます。この3年間に企業職員の退職がなかったことによるものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1款1項1目原水及び浄水費では、396万円の減であります。主なものとしましては、委託事務費の確定による委託料の減、浄水場施設等の修繕費の増、それから水道施設の電気料などの動力費の減、それから漏水箇所をこの間発見に努めまして、その箇所が減ったことによって薬品費が減になったものでござい

ます。

10ページをお開き願います。

2目配水及び給水費では、27万8,000円の増でございます。委託料につきましては、事業費の確定により10万8,000円の減ですが、修繕費については漏水事故等で、配水管の修理等により38万6,000円の増となっております。

4目総係費では、133万円の減でございます。内訳といたしましては、2節給料から4節法定福利費までは企業職員の人件費でございますが、人事異動に伴う会計間の移動によりまして、96万4,000円増となっております。17節委託料では、検針・収納事務委託料、水道料金システム及び企業財務会計システムの保守業務委託料等の確定によりまして、88万5,000円の減でございます。19節賃借料では、今年度新しく入れかえました料金システム、それから企業財務会計システムの借上料165万1,000円の減でございます。20節修繕費では、公用車の修繕費の増、それから24節負担金、26節保険料については、それぞれ減でございます。27節雑費では、過年度分の水道使用料還付金の増額補正でございます。

11ページにまいります。

5目減価償却費につきましては、7万1,000円の減でございます。1節有形固定資産では、18年度の固定資産取得額確定による減、2節無形固定資産では、端数の切り上げによる増でございます。

次に、2項営業外費用でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費については、1節企業債利息61万7,000円の減であります。公営企業金融公庫による利率確定による減額でございます。3目消費税及び地方消費税については、納税額34万7,000円の増であります。

恐れ入ります、1ページへお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。

続いて2ページをお開き願います。

収入では、1款資本的収入、1項企業債につきましては、820万円を減額し、3,880万円とし、6項補償金では103万7,000円を減額し、58万3,000円とするものでございます。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費につきましては、985万8,000円を減額し、7,030万9,000円とするものでございます。資本的収入及び支出の内容につきましては、恐れ入ります、再び予算の説明書により申し上げます。

11ページをお開き願います。

資本的収入はページ中ほどでございます。1款1項1目企業債では、820万円の減ですが、説明欄記載のとおり、事業費確定による減額でございます。6項1目補償金では、103万7,000円の減でございますが、これは住の江町通り道路改良工事の施工距離短縮によります配水管布設がえ工事の補償費の減でございます。

12ページをお開き願います。

資本的支出でございます。1款1項1目建設改良費では、985万8,000円の減ですが、説明欄記載のとおり事業費確定による減額でございます。

ここでまたすみません、1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,835万2,000円につきまして、過年度分損益勘定留保資金7,500万4,000円と、それから当年度分

消費税及び地方消費税資本的収支調整額、これの334万8,000円で補填するものでございます。

2ページをお開き願います。

第5条企業債の補正でございます。配水管布設替等事業費といたしまして、820万円を減額し、3,880万円とする内容でございます。

なお、起債の方法、利率、償還については変更はございません。

第6条は議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。職員給与費について、96万4,000円を増額し、3,910万8,000円とするものでございます。

第7条は他会計からの補助金でございます。繰り入れ基準による一般会計から児童手当支給分9万3,000円の補助金でございます。

3ページと4ページは補正予算の実施計画、それから5ページは補正の資金計画、6ページから8ページまでは給与費明細書でございます。それから、13ページと14ページは貸借対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

以上が平成19年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容でございます。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時00分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました議案第81号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由について説明を申し上げます。

1ページをごらん願います。

第1条平成19年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量であります。年間患者数であります。入院患者は2,860人の減で、2万5,500人。外来患者は1,010人の減で、6万1,090人。計8万6,590人の計上であります。

なお、1日平均患者数につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、主な建設改良事業であります。医療器械整備事業として10万円の増額であります。

2ページをお開き願います。

第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入及び支出につきましては、12ページから15ページの補正予算説明書により説明をいたします。

12ページをお開き願います。

収益的収入であります。1款病院事業収益423万6,000円の増。1項医業収益7,229万

1,000円の減。1目入院収益では6,326万2,000円の減。2目外来収益では977万円の減。当初予算におきまして、総医業収入を合わせた患者収益の計上でありまして、ともに前年度実績を考慮した人数見込みとするものであります。3目その他医業収益では、74万1,000円の増で、1節室料差額収益の増によるものであります。2項医業外収益では、7,652万7,000円の増であります。これは、4目他会計補助金で、昨年度から病院事業に対する不採算経費の見直し整理による一般会計からの繰り入れであります。内容につきましては、それぞれ節説明欄記載のとおりでございます。

13ページをごらん願います。

収益的支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用ともに595万7,000円の減であります。1目給与費では2,085万4,000円の減。1節給料で1,308万4,000円の減。2節職員手当等で613万9,000円の減で、主に職員退職異動による3名の減によるものであります。3節法定福利費では、344万9,000円の増で、主に3年に一度発生いたします退職手当組合追加費用の増額補正であります。4節賃金では508万円の減。主に常勤の臨時外科医1名の減によるものであります。

14ページをお開きください。

2目材料費では25万円の減。予算執行確定に伴う計数整理であります。3目経費では1,298万1,000円の増であります。2節旅費交通費で195万円の増。主に臨時出張医師旅費の増であります。6節燃料費では224万7,000円の増。A重油、ガソリン価格高騰によるものであります。12節修繕費では487万9,000円の増。主にCTスキンの電源ユニット及びエックス線装置の制御盤の故障による修理費の増であります。15節委託料は78万9,000円の増。主に臨床検査委託料の増によるものであります。

15ページをごらん願います。

17節では224万円の増。地域医療振興協会から週1回消化器内科医師を派遣していただいている負担金であります。5目資産減耗費では、216万6,000円の増。機械備品自動分析装置の更新ほかに伴います固定資産除却費の増であります。

次に、資本的収入及び支出であります。1款資本的収入、1項補助金、1目他会計補助金、10万円の増であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費10万円の増であります。内容につきましては、それぞれ節説明欄記載のとおりであります。

以上で、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の説明を終了させていただきます。

議案書の3ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費で2,085万4,000円を減額し、6億8,447万5,000円にするものであります。

第6条、他会計からの補助金でございますが、昨年度から一般会計の病院経営における不採算経費のルールづくりをさせていただきました。7,662万7,000円を補正し、総額4億3,114万円とするものであります。

4ページをお開き願います。

第7条、重要な資産の取得及び処分でございますが、種類は器械備品で、名称は自動分析装置、数量は1式であります。

5ページ、6ページは補正予算実施計画、7ページは補正資金計画、8ページから11

ページまでは補正給与費明細書、16ページ、17ページは、平成19年度予定貸借対照表でありますが、内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、平成19年度の病院運営につきましては、昨年と同様に入院外来を初めとする医療収益の確保と、職員の異動退職による人件費の抑制、病院事業費用の見直しの結果、さらには一般会計からの病院事業における不採算経費などの縮減によりまして、病院事業収益13億1,912万3,000円から、病院事業費用13億882万8,000円を差し引き、予算ベースでは単年度収支1,029万5,000円の黒字を予定しております。

以上、大変雑駁な説明であります。議案第81号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

9件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成19年度各会計補正予算審議特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

本日の本会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会をいたします。

午後3時09分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年12月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員